

# 民生委員・児童委員制度の最近の動向

【第1回 民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会】

令和6年6月28日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 目次

1. 民生委員・児童委員制度の概要
2. 令和2年度調査研究事業の概要
3. 令和5年度調査研究事業の概要・結果
4. 令和5年地方分権提案
5. 参考資料

## 目次

- 1. 民生委員・児童委員制度の概要**
2. 令和2年度調査研究事業の概要
3. 令和5年度調査研究事業の概要・結果
4. 令和5年地方分権提案
5. 参考資料

# 民生委員制度の歴史

民生委員制度は、1917（大正6）年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとします。翌1918（大正7）年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、1928（昭和3）年には方面委員制度が全国に普及しました。1946（昭和21）年、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、とくに戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。



## 民生委員・児童委員のマーク

現在のマークは1960（昭和35）年に公募で選ばれたものです。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



地域をパトロール中  
（提供：岡山県民生委員児童委員協議会）



子どもたちの登下校を見守る様子  
（提供：葛飾区民生委員児童委員協議会）

# 民生委員・児童委員について

【根拠法】 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）



**227,426人**  
(令和4年度末現在)  
定数：240,547人

- 無報酬
- 活動費は地方交付税の積算に算定(60,200円)
- 特別職の地方公務員（都道府県）
- 任期3年  
(次期改選日：令和7年12月1日)
- 守秘義務あり

【委嘱】

厚生労働大臣

【推薦】

都道府県知事等

【推薦】

市町村 民生委員推薦会

【意見】

(努力義務)

地方社会福祉審議会

※委員の人数や構成については市町村長の裁量に委ねる。

## ＜民生委員・児童委員1人当たりの活動状況＞

(令和4年度実績)

総活動件数：年2,608万件

【都市部】  
(東京23区・指定都市)

【担当区域】

【町村部】



220～440世帯



70～200世帯

行政・社協・学校・  
地域包括支援センター・  
社会福祉施設 等

【連携】

【支援】

民生委員・  
児童委員協議会

## 【活動内容】

＜相談・支援＞



21.6件

＜地域福祉活動＞



33.8件

＜定例会・研修等＞



26.0件

＜調査・実態把握＞



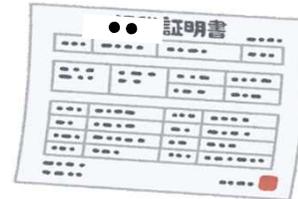
15.4件

＜行事・会議等への参加＞



16.1件

＜証明事務＞



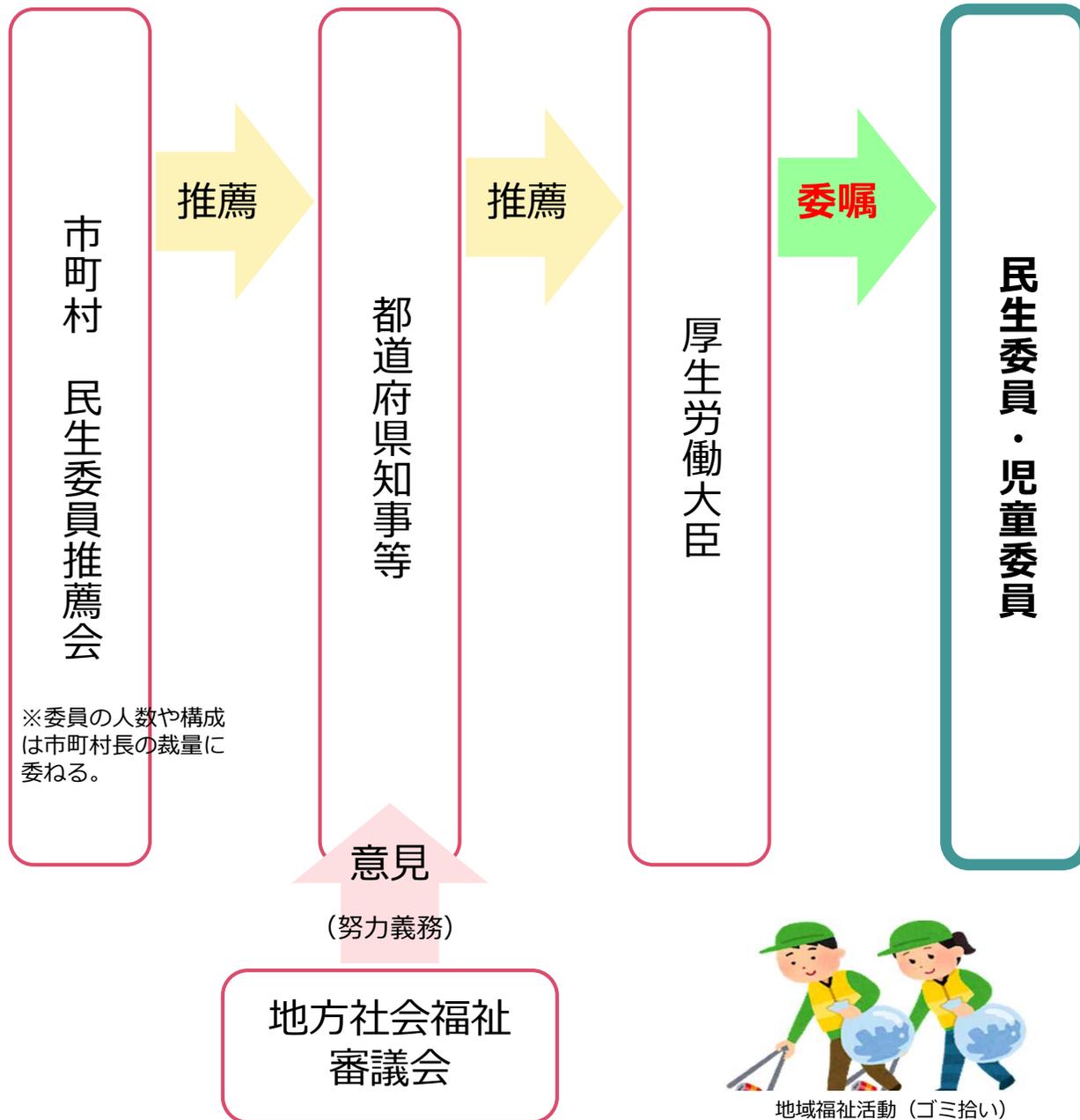
1.6件

＜訪問＞



146回

# 民生委員・児童委員の委嘱手続き及び定数について



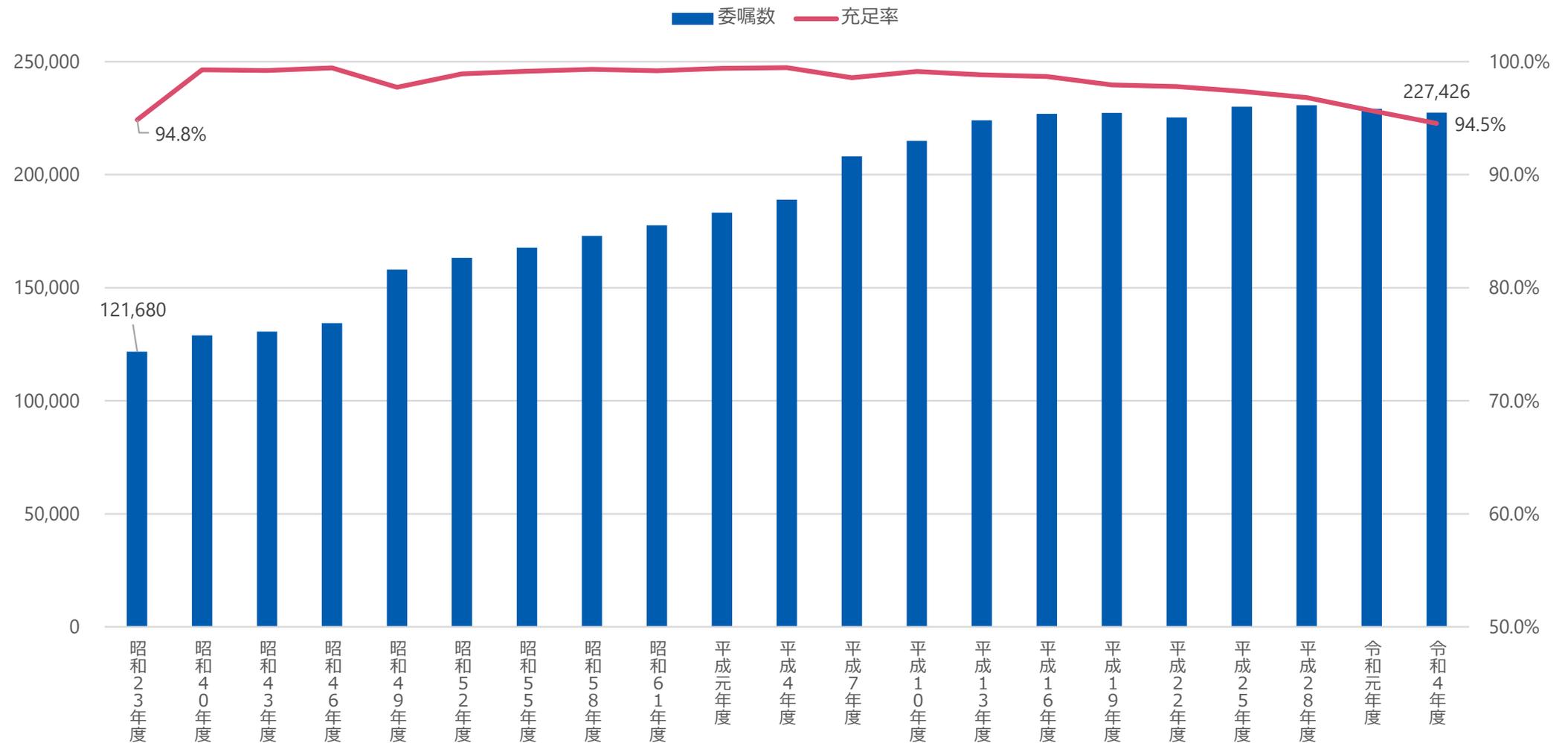
## 定数の定め方

- ・民生委員・児童委員の定数は、都道府県等が、**下表の基準を参酌して条例で定める。**
- ・市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう**地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定**を行う。

区分	配置基準 (参酌基準)
東京都区部、 指定都市	220～440世帯に1人
中核市、 人口10万人以上の市	170～360世帯に1人
人口10万人未満の市	120～280世帯に1人
町村	70～200世帯に1人

# 民生委員・児童委員の委嘱数と充足率の推移

- 委嘱数は長期的に増加。平成13年度以降の20年間は横ばいで約23万人となっている。
- 充足率（定数に対する委嘱数）は90%台後半を推移。

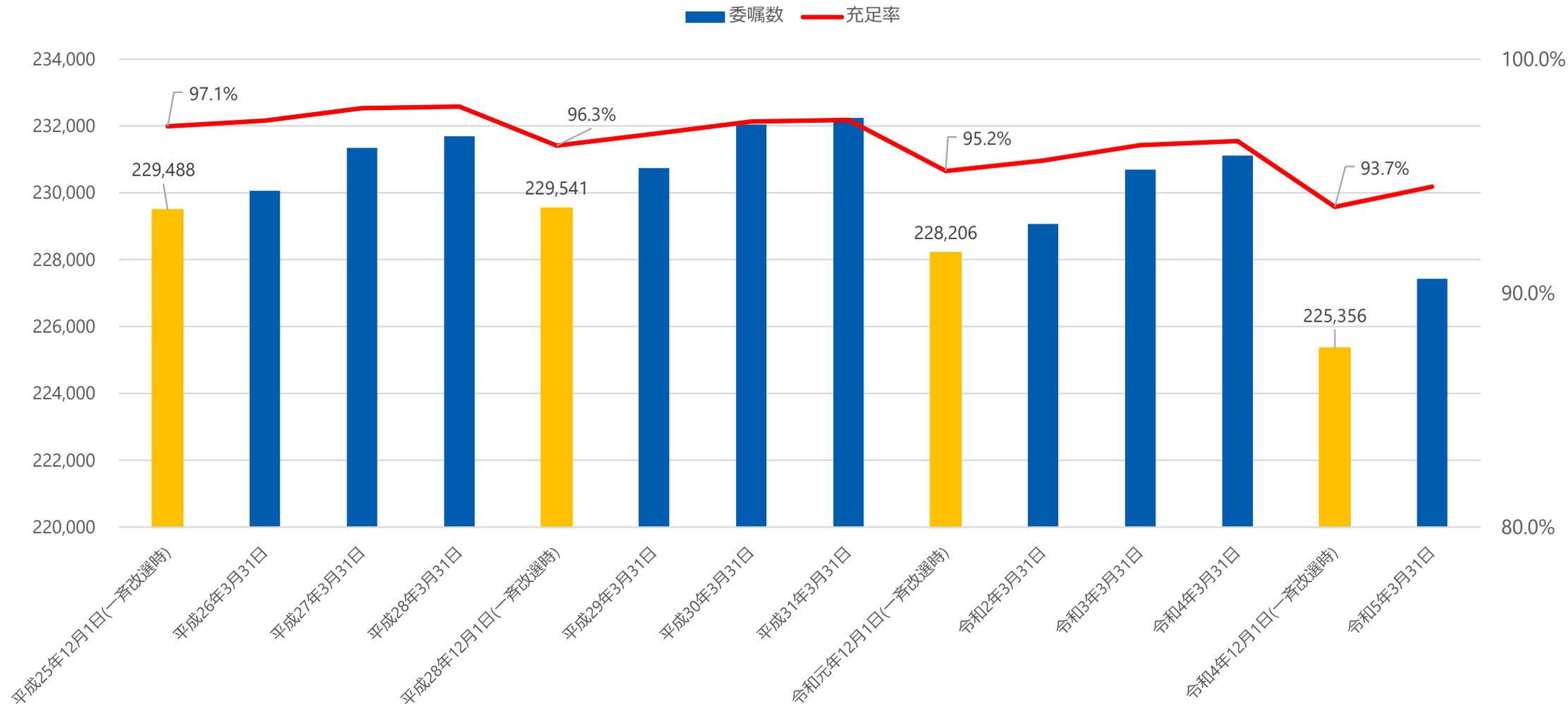


注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

# 一斉改選時の委嘱者数と充足率の推移

- 過去5回分の一斉改選時の状況をみると、改選時の委嘱者数は、その前年度の委嘱者数を下回り、**次期改選時まで**に委嘱者数・充足率ともに増加する傾向がみられる。

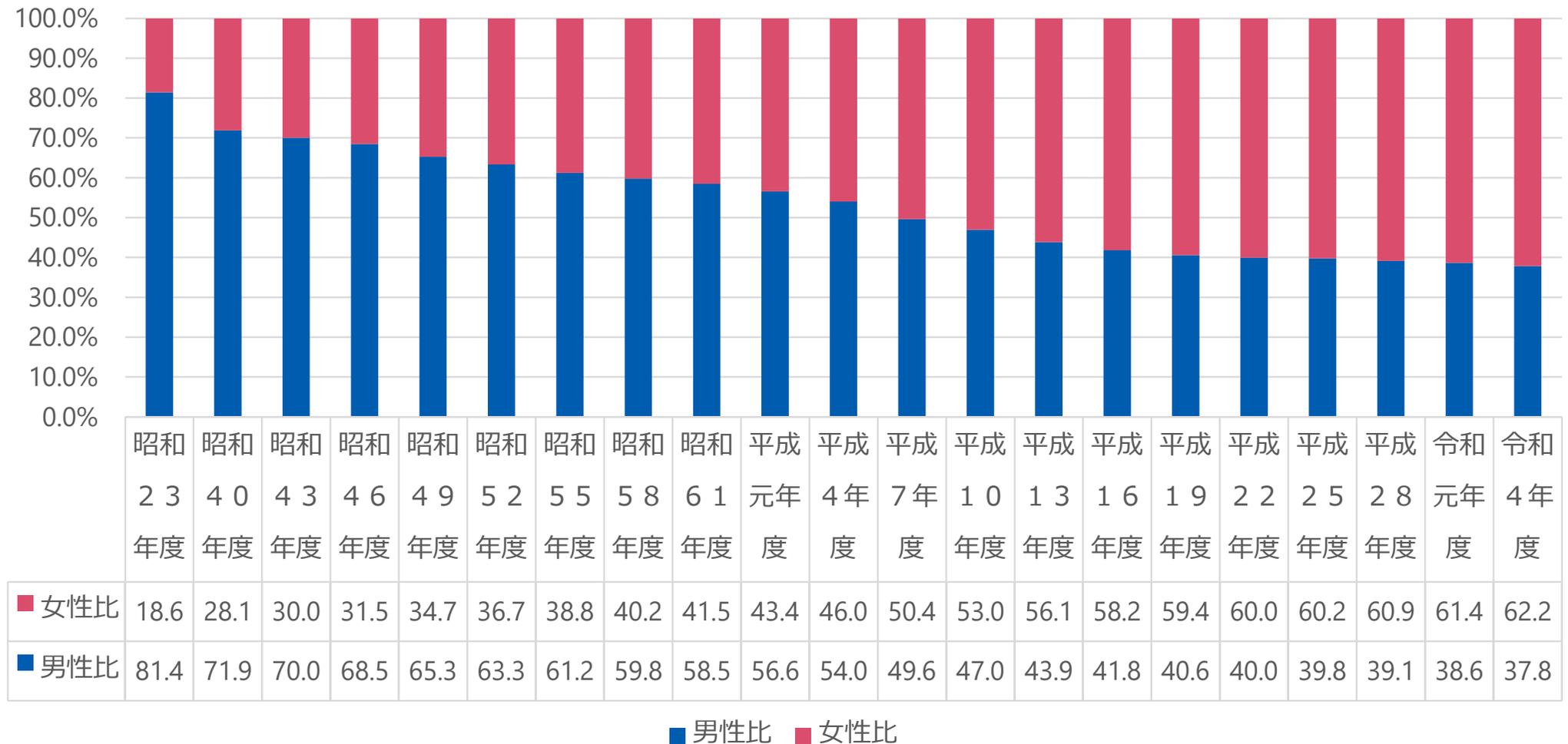


注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

# 民生委員・児童委員の性別割合の推移

- 1948（昭和23）年は男性が8割、女性が2割ほどであったが、2007（平成19）年頃から男性が4割、女性が6割ほどとなり、現在まで同水準で推移している。



注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

# 民生委員・児童委員の年齢分布の変化<一斉改選時（12月1日時点）>

- いずれの時点においても、60歳以上が80%以上を占める構造。
- 近年は、60歳代が減少する一方、70歳以上が増加している。

平成28年

令和元年

令和4年

(n = 205,151人)  
平均年齢：65歳

(n = 216,423人)  
平均年齢：66歳

(n = 221,898人)  
平均年齢：66歳

**70~79歳**

**70~79歳**

**70~79歳**

**22%**

**33%**

**37%**

**60~69歳**

**60~69歳**

**60~69歳**

**60%**

**51%**

**46%**

**~59歳**

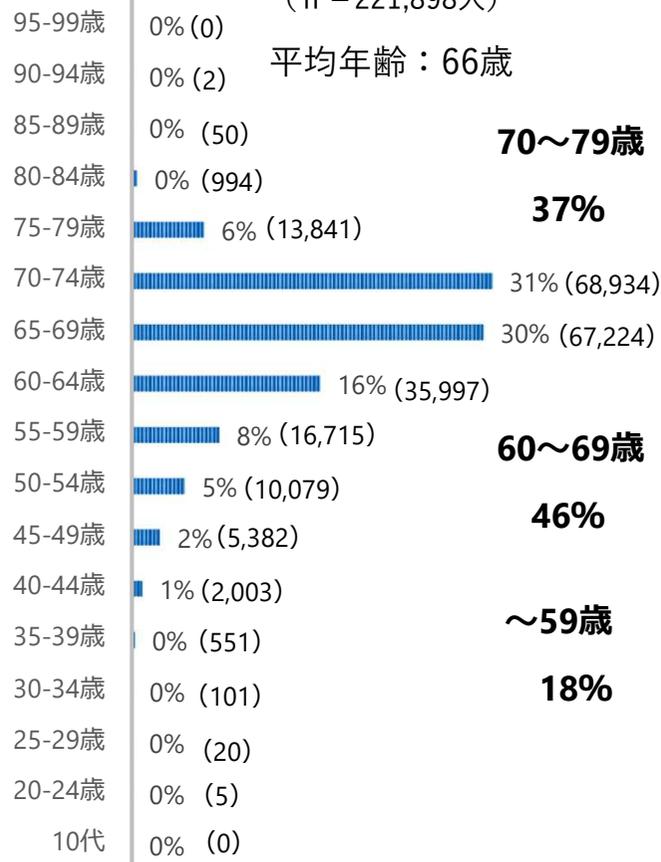
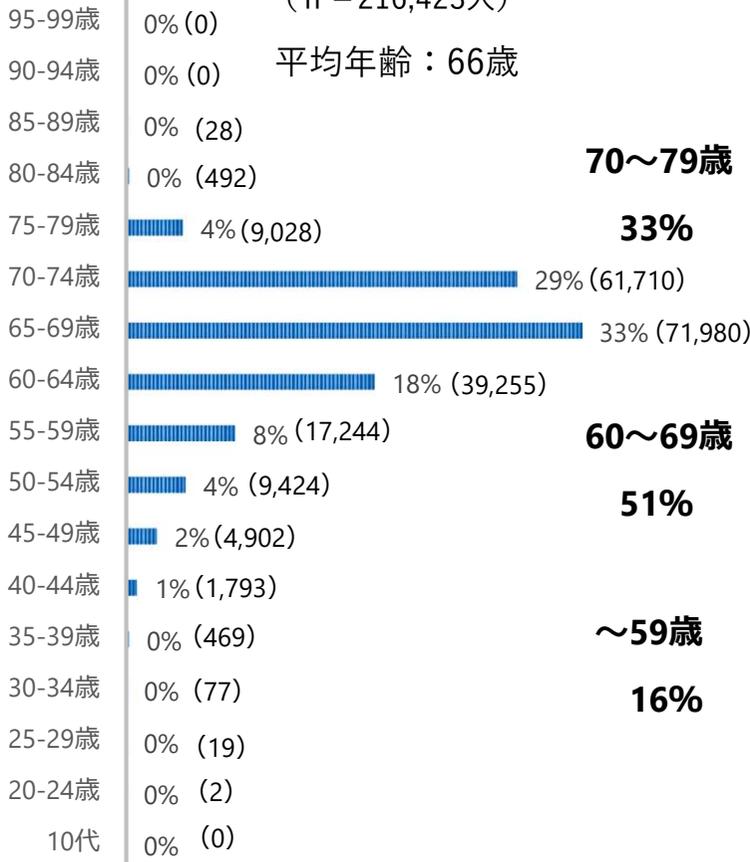
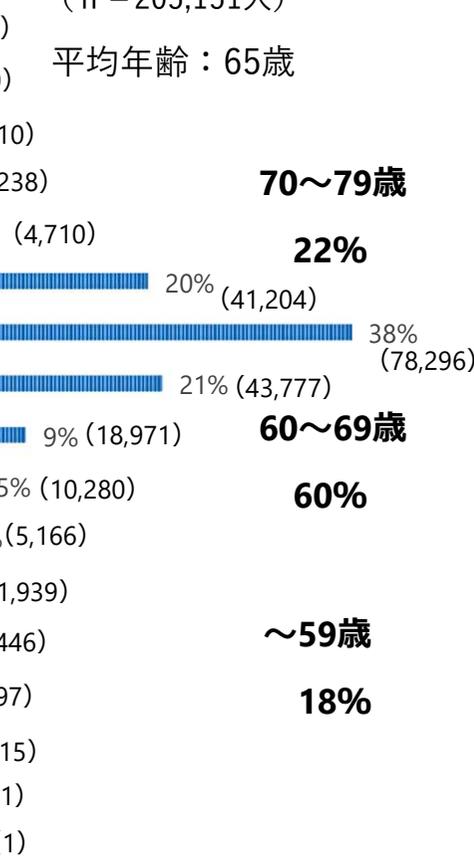
**~59歳**

**~59歳**

**18%**

**16%**

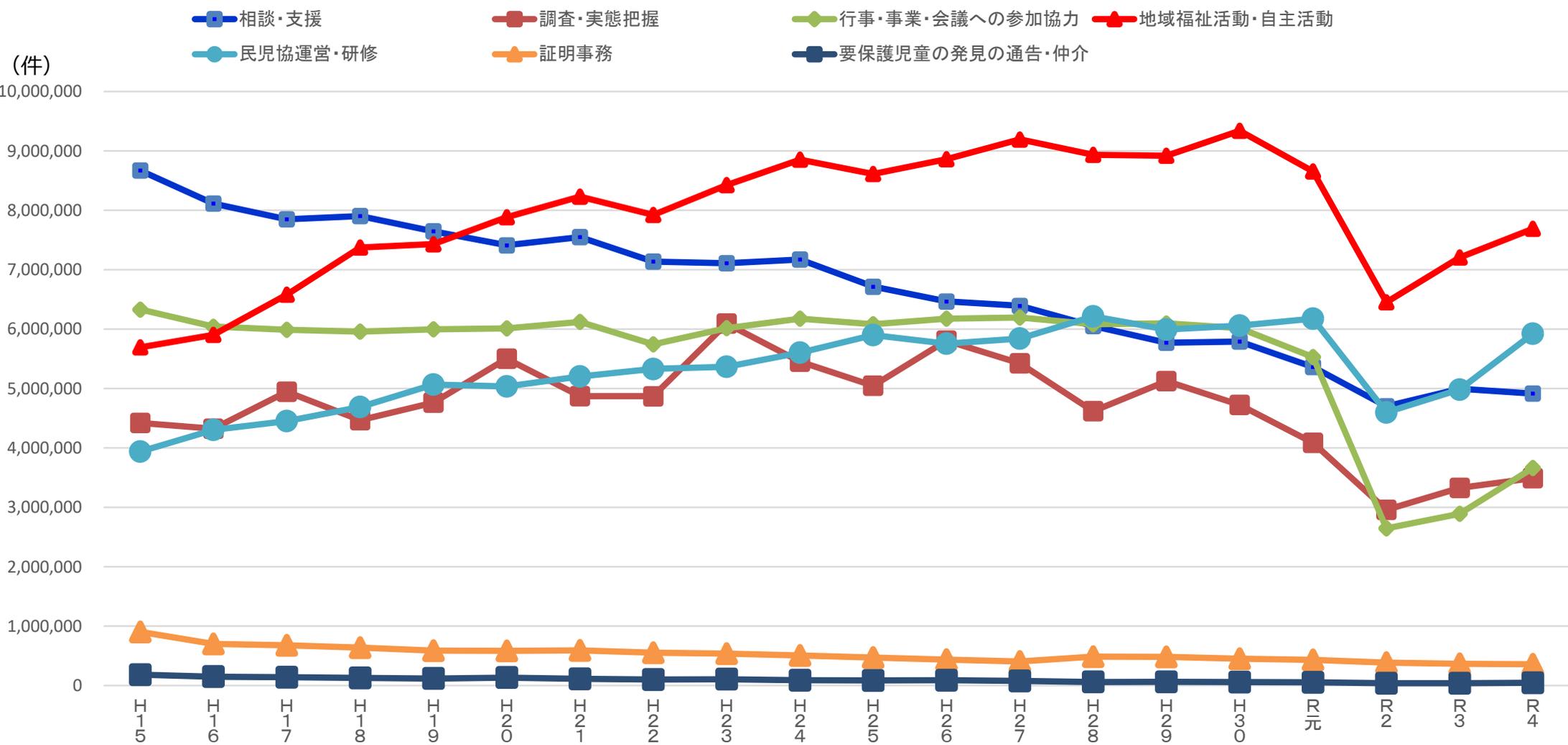
**18%**



(出典) 地方厚生局及び都道府県が保有する一斉改選時の委嘱情報

# 民生委員・児童委員の活動状況の推移<活動内容別>

○ 活動内容として、かつては「相談・支援」の件数が高かったが、平成20年頃から、「地域福祉活動・自主活動」の件数が一番高くなっている。



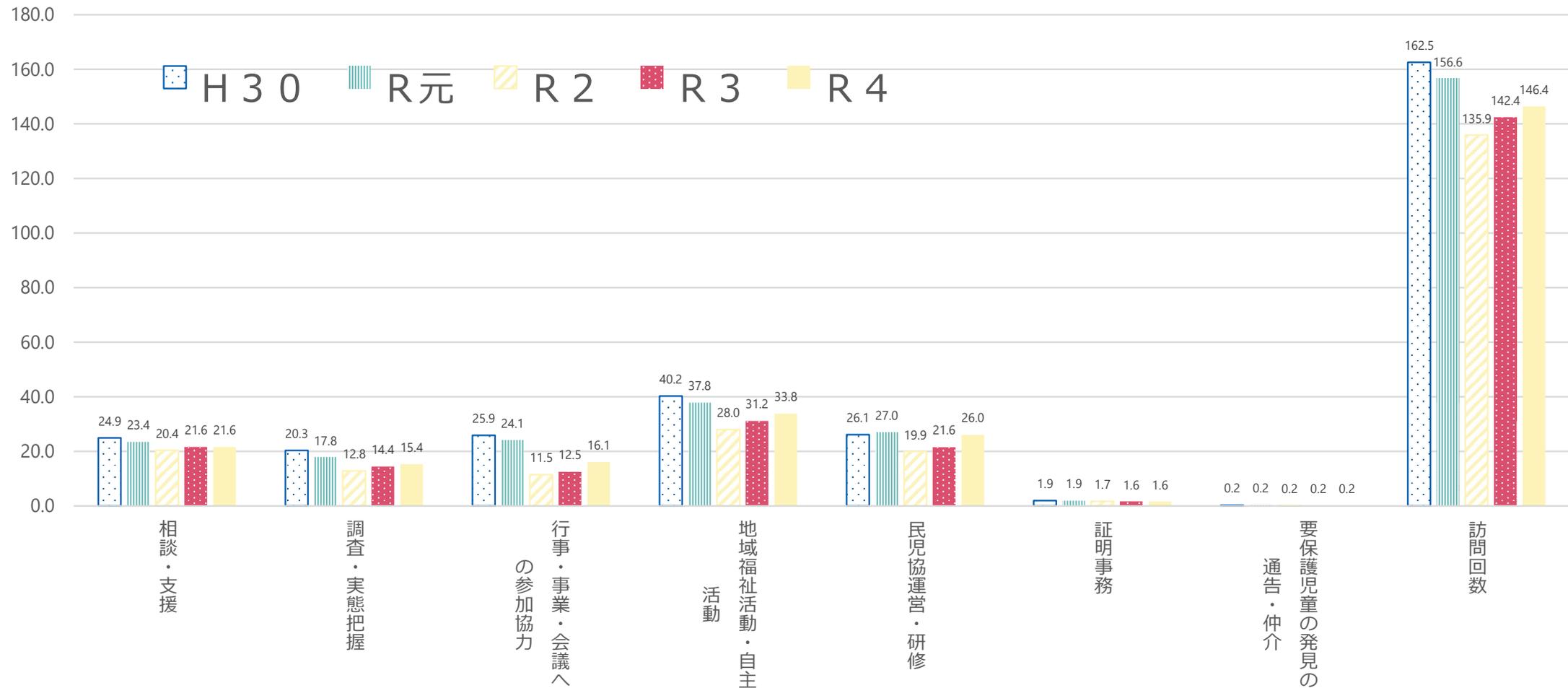
注1) 「福祉行政報告例」による各年度分の件数。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

# 年間1人当たり民生委員・児童委員の活動件数〈活動内容別〉

- 過去5年間では、年間1人当たり「訪問回数」は約142件～163件であり、活動内容として一番多い。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年～2年は全体的に活動件数が減少したが、令和3年以降の活動件数はわずかに上昇。

(件)



注) 年間1人当たり件数は「福祉行政報告例」による各年度分の「活動件数」を「民生委員委嘱数」で除したものの

# 「相談・支援」件数減少の内容＜年度比較＞

## 相談・支援内容の内訳

「福祉行政報告例」による

相談・支援区分	17年度	27年度	27年度-17年度 件・%	
在宅福祉	1,172,488	514,615	△ 657,873	△ 56.1
介護保険	360,352	183,707	△ 176,645	△ 49.0
健康・保健医療	687,836	449,960	△ 237,876	△ 34.6
子育て・母子保健	271,444	210,264	△ 61,180	△ 22.5
子どもの地域生活	544,503	571,720	27,217	5.0
子どもの教育・学校生活	449,377	380,824	△ 68,553	△ 15.3
生活費	429,400	191,531	△ 237,869	△ 55.4
年金・保険	92,510	40,632	△ 51,878	△ 56.1
仕事	105,041	52,546	△ 52,495	△ 50.0
家族関係	311,503	196,025	△ 115,478	△ 37.1
住居	168,428	101,239	△ 67,189	△ 39.9
生活環境	323,152	284,188	△ 38,964	△ 12.1
日常的な支援	1,347,853	1,619,957	272,104	20.2
その他	1,584,669	1,594,257	9,588	0.6
総数	7,848,556	6,391,465	△ 1,457,091	△ 18.6

# 民生委員・児童委員に関する令和6年度予算額

## 1. 民生委員・児童委員活動費等の助成

【地方交付税による措置】

- 民生委員・児童委員には報酬は支払われていないが、日々の活動に必要な交通費や電話代等の実費弁償としての活動費が支給されている。
  - ・ **民生委員・児童委員活動費** **1人あたり年額 60,200円**
- 地区単位の協議会に対しても、活動費が支給されている。
  - ・ **地区民生委員協議会活動推進費** **1か所あたり年額 250,000円**

## 2. 民生委員・児童委員研修事業

531億円の内数（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

- 民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得できるよう、都道府県等が行う民生委員への研修費用について補助。

## 3. 民生委員情報支援事業

8,690千円

- 民生委員・児童委員に対し、日常における活動についての指針となる機関誌の提供及びホームページを通じた情報提供にかかる費用について補助。

## 4. 民生委員互助事業

10,848千円

- 全国社会福祉協議会が運営する民生委員互助事業の会員が死亡、傷害、疾病、被災した場合に、会員や遺族に対し弔慰又は見舞を行う費用について補助。

## 5. 福祉基礎研修事業

11,407千円

- 各地域における相談支援力の強化のため、民生委員協議会会長職代表者研修や民生委員リーダー研修を実施するための費用について補助。

## 6. 民生委員・児童委員保険制度

87,400千円

- 民生委員・児童委員が活動中の事故等により死亡、傷害、物損等の被害に遭った場合に補償される保険制度に要する費用について補助。

## 7. 民生委員制度普及啓発事業

12,626千円

- 民生委員・児童委員制度やその活動への理解を広く国民に普及させるために必要な広報活動にかかる費用について補助。

## 8. 児童委員地域福祉強化等対策事業

7,165千円

- 児童委員、主任児童委員に対する研修の実施、児童虐待防止活動等の児童委員活動分野に関する資料の作成・配布等に要する費用について補助。

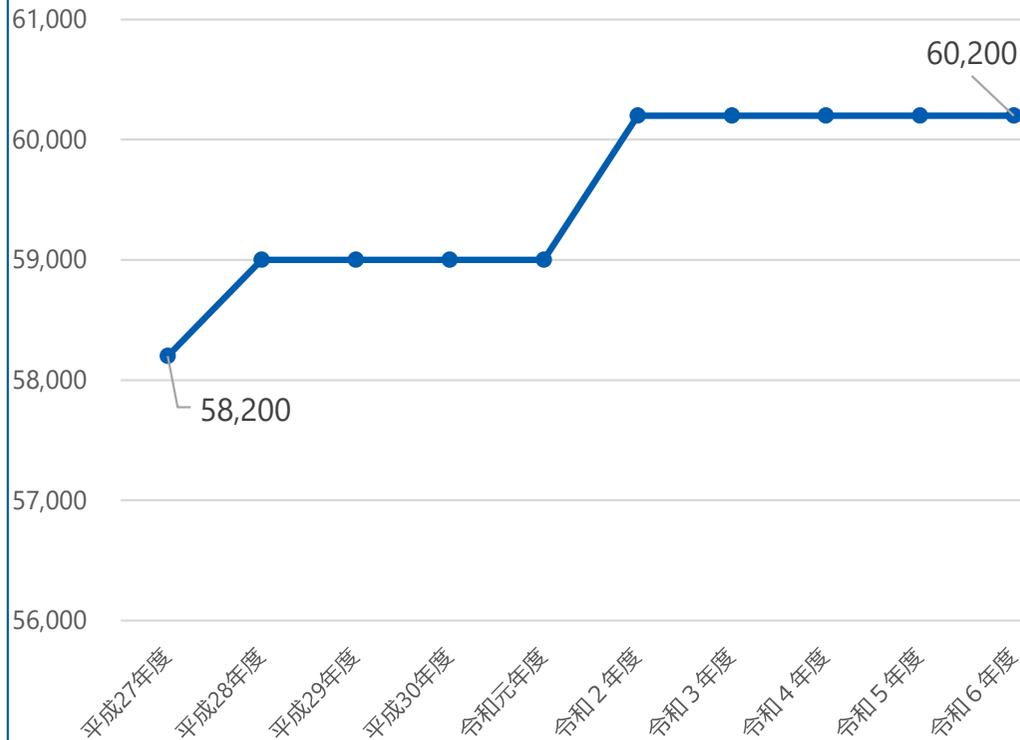
※上記3～8の事業は全国社会福祉協議会に対して交付する補助金（全国社会福祉協議会等活動助成費補助金）の中に含まれている。

# 地方交付税措置額〈民生委員活動費〉の推移

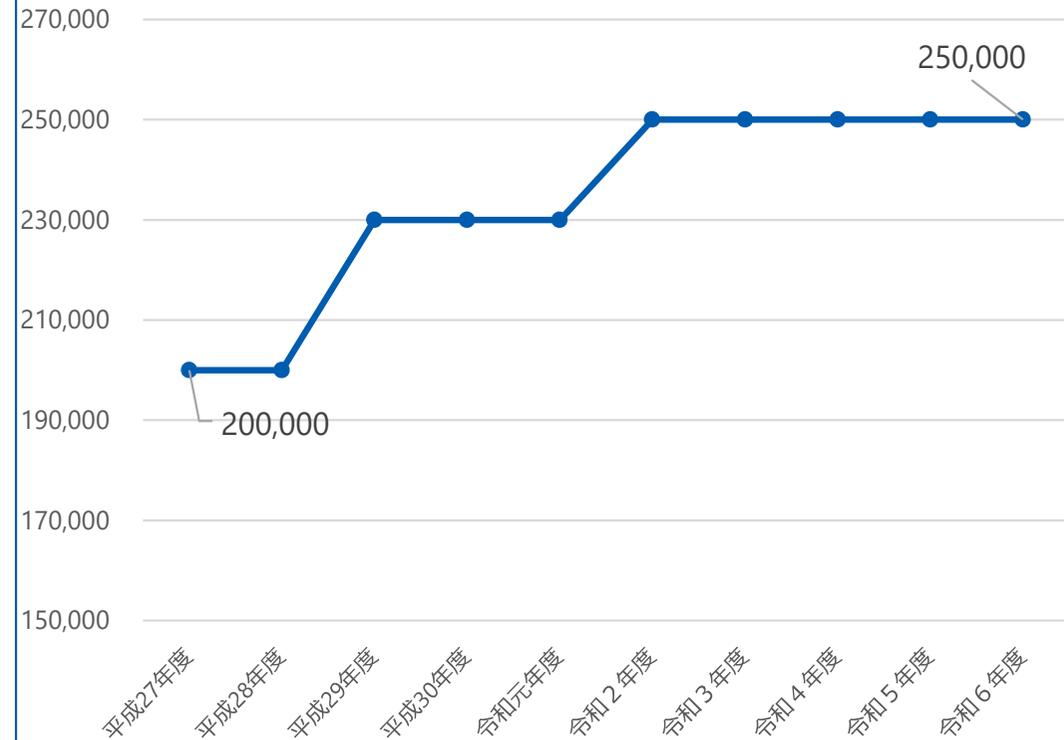
○民生委員 1 人当たりの活動費、地区協議会 1 か所当たりの活動推進費ともに増加傾向

- ・活動費 58,200円（平成27年度） ⇒ **60,200円**（令和6年度）
- ・活動推進費 200,000円（平成27年度） ⇒ **250,000円**（令和6年度）

## 民生委員・児童委員活動費



## 地区民生委員協議会活動推進費



# 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業の拡充)

令和6年度予算額 531億円の内数 (545億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 民生委員の定数に対する委嘱数の割合 (※) の全国平均は、中長期的な低下が続いており、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。  
※充足率 直近改選時 2022年:93.7% (前回改選時 2019年:95.2%)
- このため、令和6年度より、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組を支援する。

## 2 地域づくり事業の概要

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 住民主体の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

### (5) 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業の実施【新規】

### (5) の取組イメージ

- 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS (インスタグラム等) を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等



## 3 (5) の実施主体等

- ◆実施主体：都道府県、市区町村
- ◆負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4
- ◆補助単価：年額、1自治体あたり右記のとおり

	現行		(5) を実施する場合
・都道府県：	1,000万円	→	<b>1,060万円</b>
・市区町村：以下の人口区分ごとに定める額			
人口5万人未満	450万円	→	<b>480万円</b>
人口5万人以上10万人未満	600万円	→	<b>640万円</b>
人口10万人以上50万人未満	900万円	→	<b>950万円</b>
人口50万人以上	1,500万円	→	<b>1,590万円</b>

## 目次

1. 民生委員・児童委員制度の概要
- 2. 令和2年度調査研究事業の概要**
3. 令和5年度調査研究事業の概要・結果
4. 令和5年地方分権提案
5. 参考資料

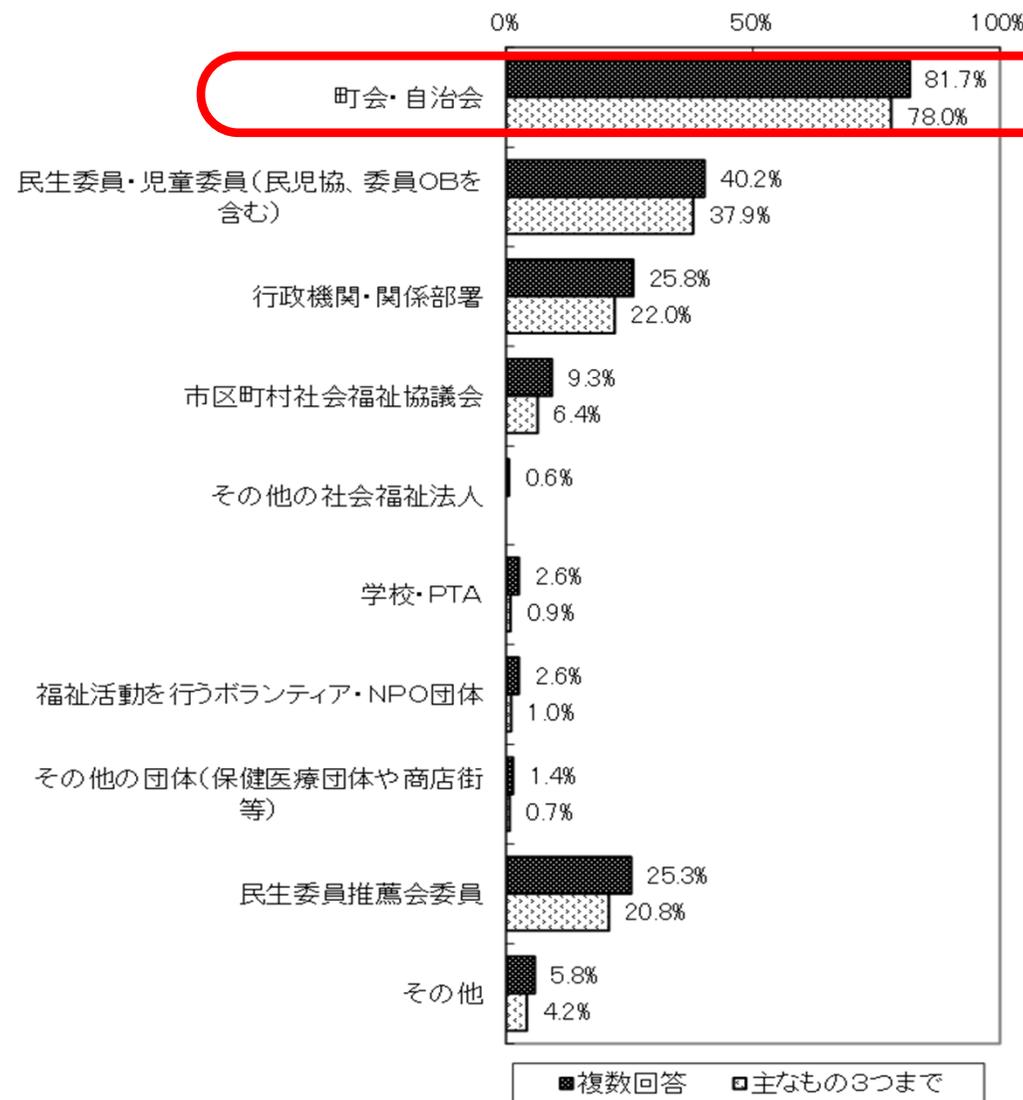
# 民生委員候補者の推薦母体

- 8割の市町村が「町会・自治会」としている。そのほか「民生委員・児童委員（民児協・OB含む）」、「民生委員推薦会委員」、「行政機関・関係部署」を挙げている市町村も一定数ある。

図表 18 民生委員候補者の推薦母体

n=1,252

...「課題となった」と回答した割合が50%を超えているもの

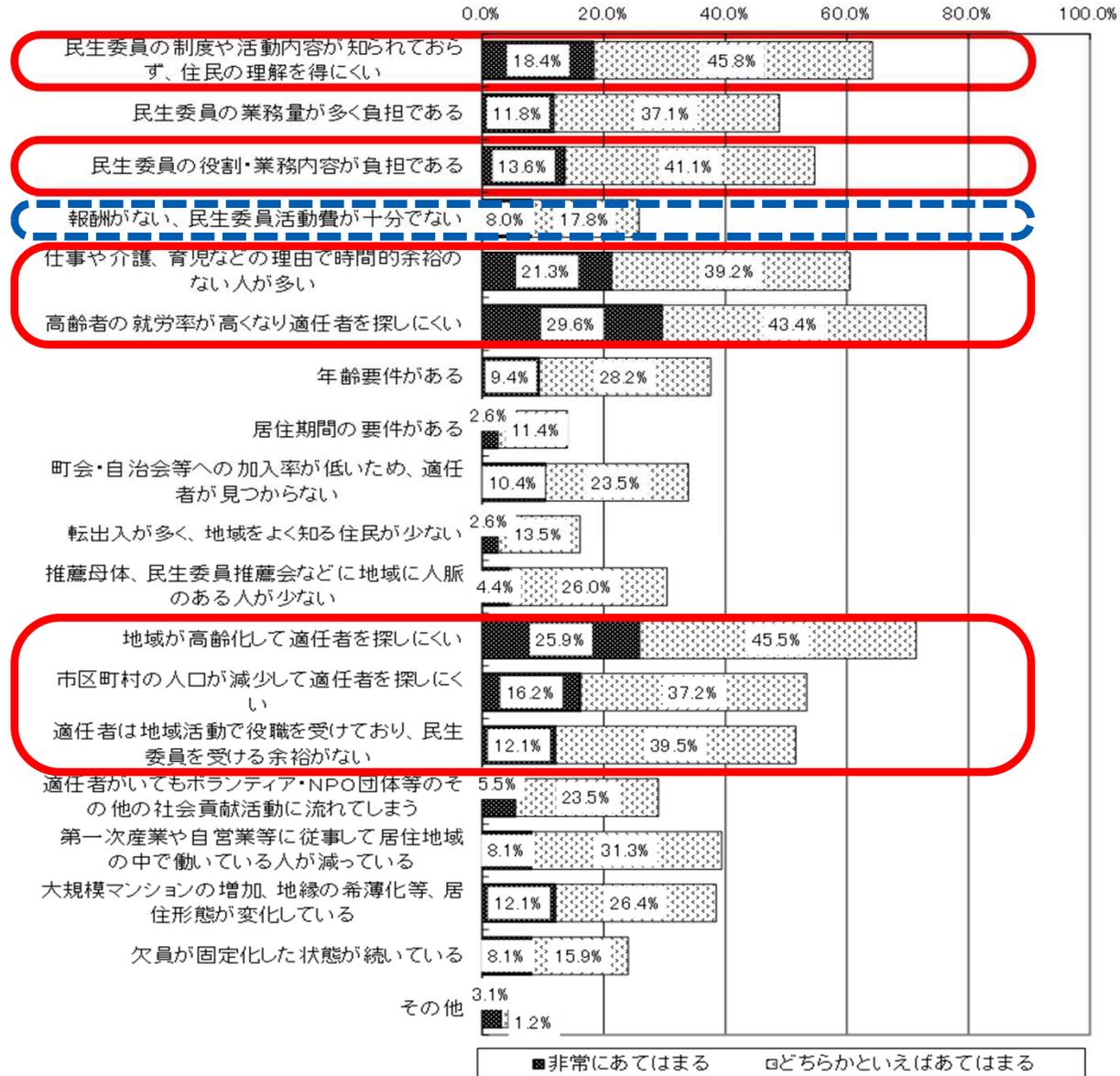


# 民生委員の担い手確保が難しかった理由〈令和元年一斉改選時〉

○ 50%以上が「業務負担」「住民の理解」「高齢化」「高齢者の就労率上昇」等を挙げている。「報酬・活動費」は約25%。

図表 101 民生委員担い手確保が難しかった理由となる項目（令和元年度の一斉改選時） n=1,647

...「課題となった」と回答した割合が50%を超えているもの



調査対象：民生委員

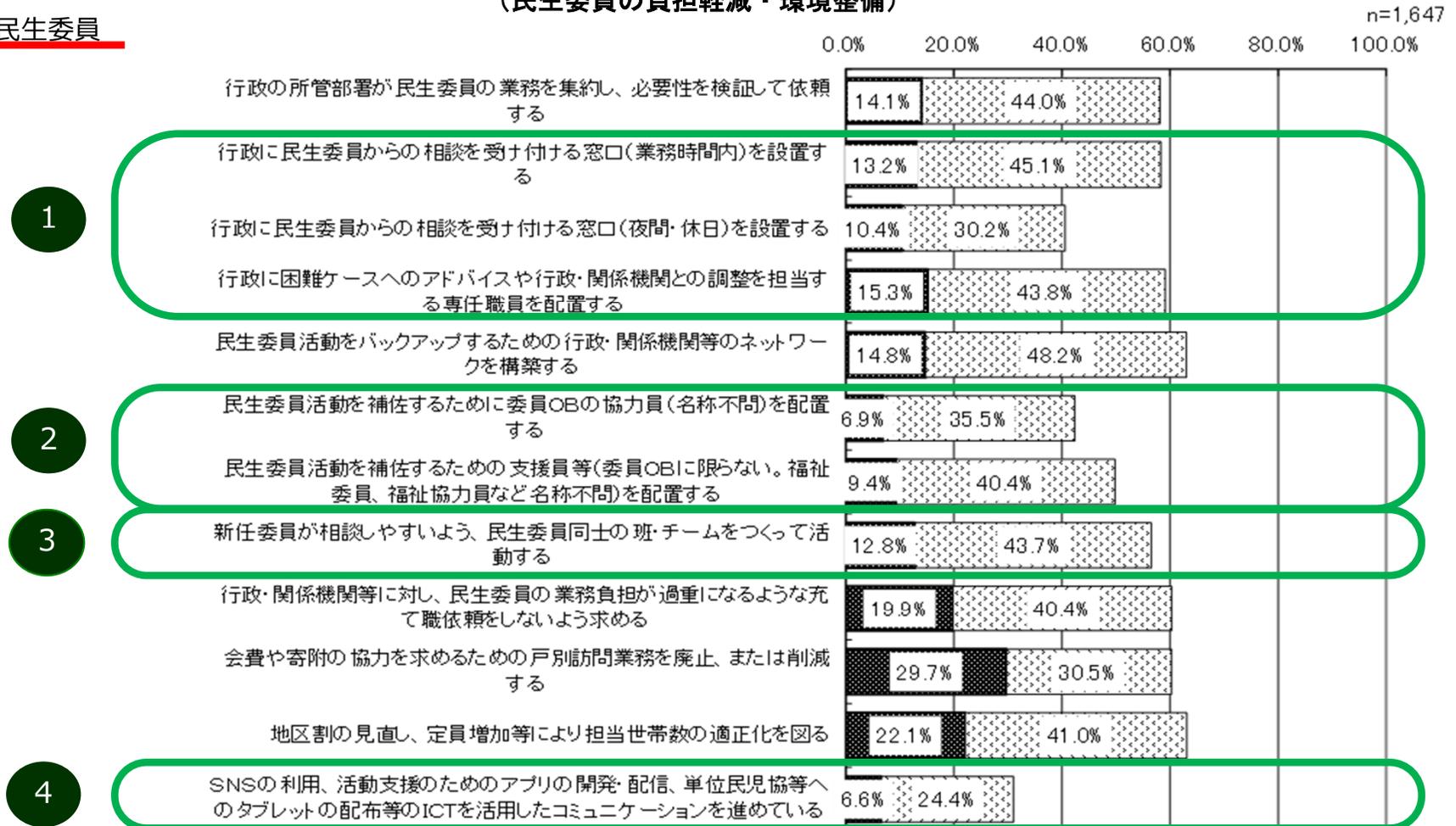
出典：令和2年度社会福祉事業費補助金「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書」（文京学院大学）（2021）

# 民生委員の担い手確保に効果があると考えられるもの

- 「行政」や「協力員等」によるサポート体制の充実や、「班など複数人による活動」、「ICTの活用」等を求めるが挙げられている。

図表 110 民生委員の担い手確保に関して効果がある項目  
(民生委員の負担軽減・環境整備)

調査対象：民生委員



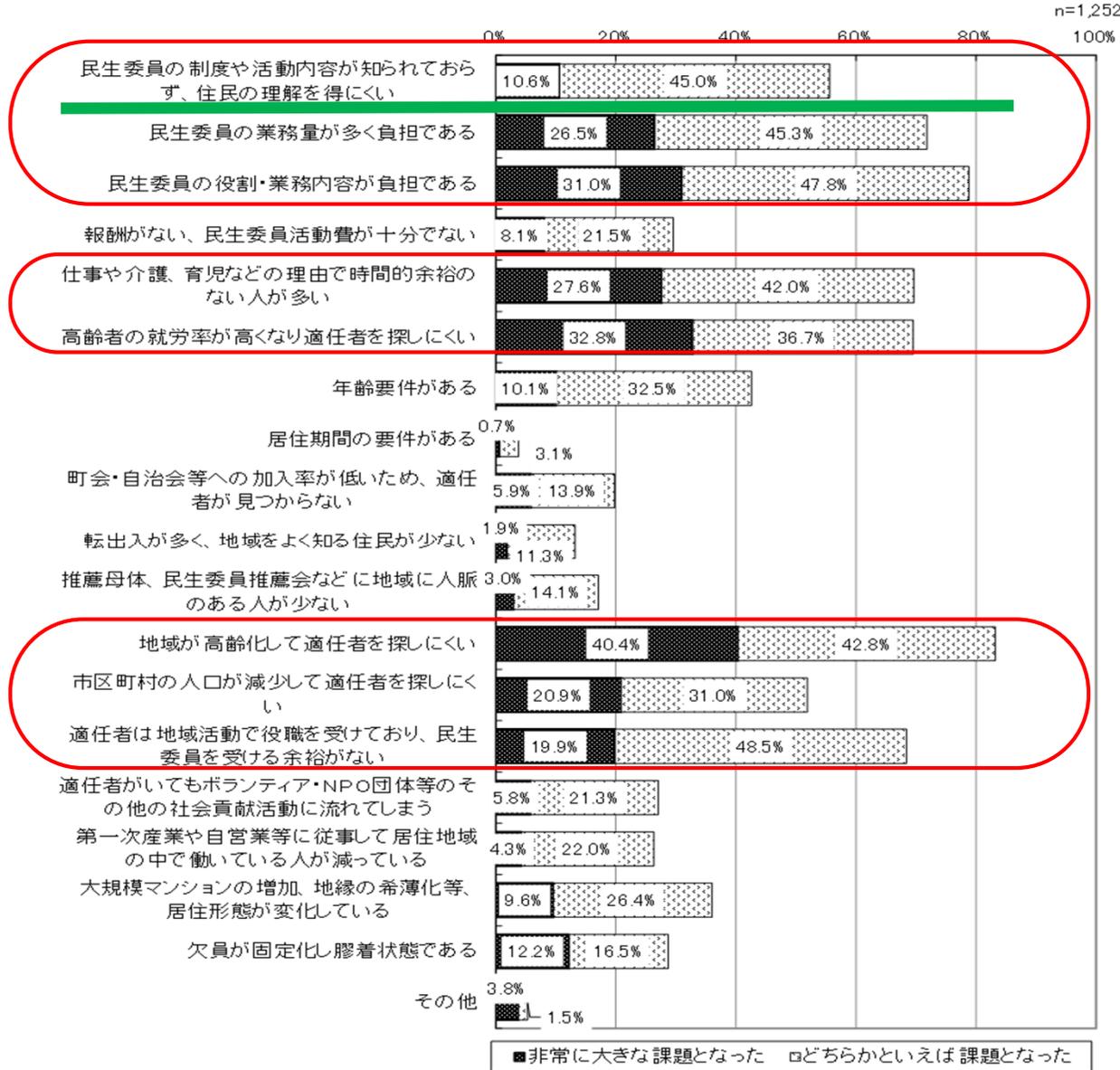
# 民生委員候補者推薦時における課題

○ 「業務負担」「住民の理解」「地域の高齢化」等が、民生委員候補を推薦する際の課題となっている。

図表 32 民生委員候補者推薦において課題となった項目（令和元年度の一斉改選時）

...「課題となった」と回答した割合が50%を超えているもの

5 6



調査対象：市町村

出典：令和2年度社会福祉事業費補助金「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書」（文京学院大学）（2021）

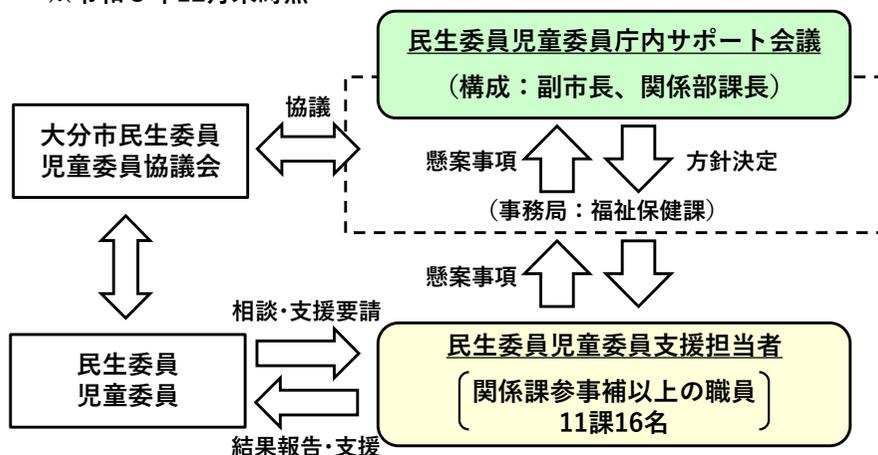
# ① 民生委員児童委員庁内サポート体制の構築 —大分市の事例—

## ■大分市の主要データ

基礎データ (令和3年12月末現在)	人口：477,584人 世帯数：226,889世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：795人／委嘱者数：779人 定数：91人／委嘱者数：89人

(概念図)

※令和3年12月末時点



## ■取組(活動)のポイント、留意点

民生・児童委員から相談・支援要請を受けた内容が連絡を受けた担当課単独では処理できない事案の場合には、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応することが重要。

## ■取組(活動)による効果

支援担当者の連絡先を民生・児童委員に共有することにより、仮に土日祝日に相談事案が生じた場合においても行政機関と連絡が取れる仕組みが講じられていることで、民生・児童委員に安心感を与えることができています。

## ■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員が地域で困難事例を抱えた場合においても、円滑かつ効果的に活動できるよう支援するため、全庁あげての支援体制の構築が必要との考えに至った。

## ■取組(活動)概要

関係各課に民生・児童委員支援担当者を配置し、管内の民生・児童委員に支援担当者の連絡先を共有することで、困難事例を抱える民生・児童委員からの相談に対し、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応できる体制を構築。  
また、支援担当者での解決が困難な場合に副市長及び関係部課長を構成員とする「民生委員児童委員庁内サポート会議」を開催し、対応方針を決定する。

## ■取組(活動)の主催団体

大分市

## ■連携・協力機関等

大分市民生委員児童委員協議会

## ■民生委員・児童委員の役割、関わり

単位民児協で解決できない困難事例を抱えた場合、支援担当者に相談・支援要請を行う。

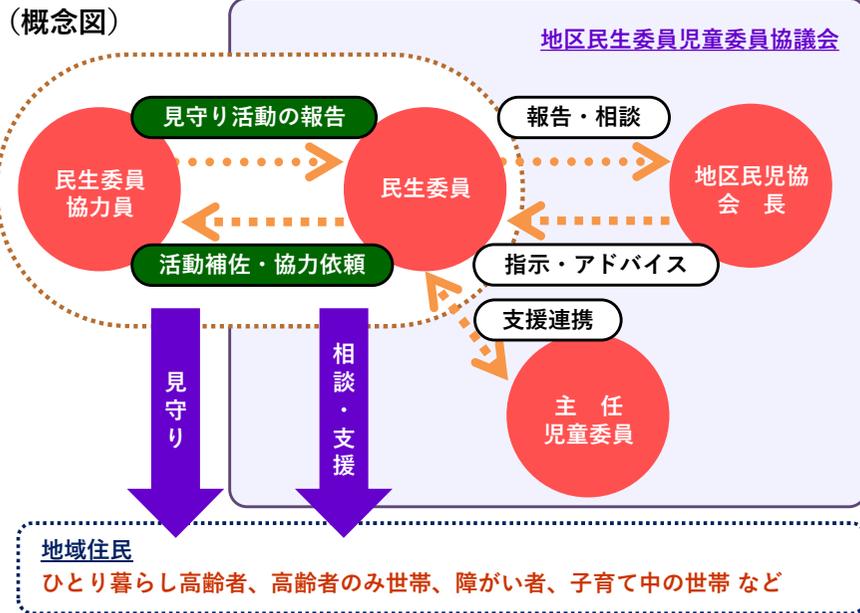
## ■今後の展望・課題

民生・児童委員の活動指針となることを念頭に庁内サポート会議での検討を経て策定・配布しているQ&A（民生・児童委員活動の目安と考え方）を、より実践的な指針となるよう順次改訂を行っていく。

## ② 民生委員協力員による活動サポート —新潟市の事例—

### ■新潟市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：773,914人 世帯数：347,609世帯
民生・児童委員 主任児童委員 (令和5年2月1日現在)	定数：1,229人／委嘱者数：1,174人 定数：146人／委嘱者数：146人



### ■取組(活動)のポイント、留意点

あくまでも活動の核となるのは民生・児童委員。民生委員協力員による補佐・協力を円滑に行うためには、民生・児童委員と民生委員協力員が主従関係ではなく、活動上のパートナーとして相互の連絡体制を構築することが重要。

### ■取組(活動)による効果

- 市内の民生・児童委員からは、以下の評価を得ている。
- ・活動が一人ではなく感じられ、心強く思える。
  - ・地域内の情報が手に入りやすくなった。
  - ・地域内の理解者が増えてきている実感がある。
  - ・民生委員協力員が異性の場合、異性の訪問対象に接しやすい。

### ■取組(活動)のきっかけ、経緯

ひとり暮らしの高齢者世帯等が増加する中で、民生・児童委員1人で担当することが困難な場合であっても、地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりが必要という問題意識から、新たな取組を検討。

### ■取組(活動)概要

民生・児童委員の指示・指導のもと、民生・児童委員が実施する見守り等の活動に対する補佐・協力を行う「民生委員協力員」を民生・児童委員1人につき1名を必要に応じて配置する。(令和5年2月1日現在：59名)

- ・民生委員協力員は、地区民生委員児童委員協議会会長の推薦により市長が委嘱。
- ・年額12,000円の活動費を支給。ボランティア活動保険にも加入。

### ■取組(活動)の主催団体

新潟市

### ■連携・協力機関等

地区民生委員児童委員協議会

### ■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生委員協力員が実施する見守り等の活動に対する指示・指導(相談・調整)

### ■今後の展望・課題

多くの民生・児童委員が制度利用できるよう、引き続き、制度の周知・広報に努めていく。

### ③ 班体制による活動 — 東京都の事例 —

#### 近隣の委員同士がチームとなり、 地域と向き合いながら、課題解決につなげる

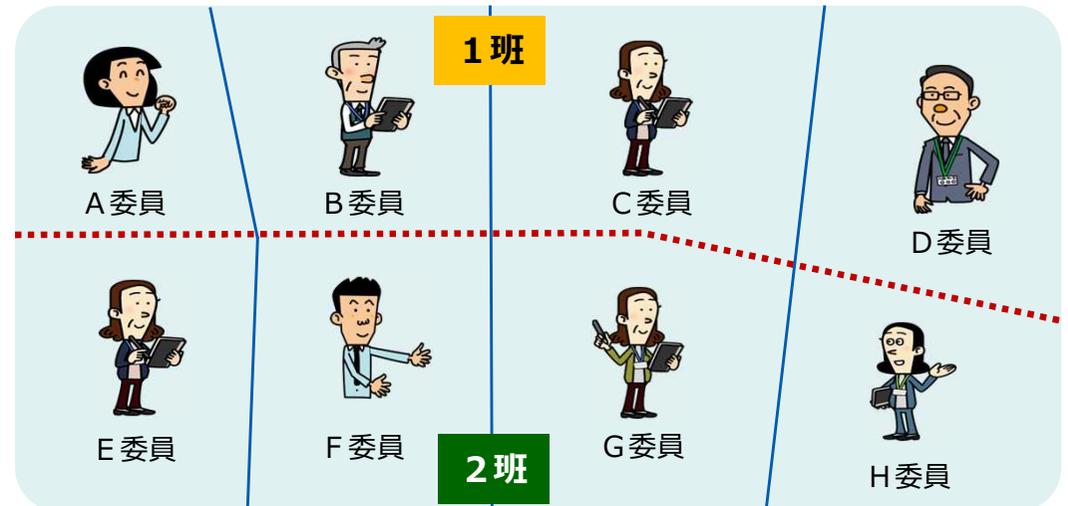
民生委員児童委員協議会（民児協）には、経験年数や性別の違いをはじめ仕事や介護など様々な事情を抱えた委員が所属している。委員活動の多様化・複雑化等により各委員の負担感が高まるなか、その解消に向け委員同士の支え合いを仕組みとして捉え直すのが班の考え方。班体制は、近隣地区の委員がチームを組んで情報や経験、小地域の課題を共有しながら活動している。

住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もおり、また、支援が必要なときに担当地区の委員が不在ということもある。他の地区の委員も対応できる体制を整えておくことは、住民にとっての利便性が高まる上、支えてくれる人が複数いるという安心感にもつながる。各々の経験を班で共有し、より良い支援をチーム内で検討し合うことにより支援の質の向上も図られている。

班活動は、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動であり、例えば、新任委員が先輩職員と一緒に活動することで、不安や戸惑いが軽減されるとともに人材育成の視点が民児協に根付くほか、委員同士の絆を深めるような効果もある。

※東京都及び東京都民生児童委員連合会の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

#### 班の編成イメージ



※道路や地形、住宅特性、町会・自治会や学校、地域包括支援センター等の圏域に配慮しつつ近隣の委員同士4～6人の班を組みます。男女のバランスや経験差、担当世帯数等に配慮した班編成が望ましいとされている。

#### 葛飾区の事例

班体制導入当初から、民児協の定例会で個別ケースの検討が行われており、各班の直近のケースの様子や感想・気付きなどを共有している。実際にかかわった委員が気付かない問題や対応方法のアドバイスが他の委員から寄せられ、適切な支援に結び付いたことも少なくない。また、新任民生委員が調査等で初めて住民宅を訪問する時、同じ班の先輩委員が同行することで、新任委員は心強く感じ、安心して活動ができるようになる。

班体制による民生委員活動が地域の様々な関係機関に浸透していくことで、情報共有や個別支援への協力も円滑に行われるようになっていく。

## ④ ICTの活用（タブレット端末等の導入） —石川県野々市市の事例—

### ■石川県野々市市の主要データ

基礎データ (令和5年1月末現在)	人口：54,097人 世帯数：25,181世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：89人／委嘱者数：88人 定数：10人／委嘱者数：10人

#### (活用事例)



#### ①定例会資料のペーパーレス化

地域ICTプラットフォームサービスアプリ「結ネット」を活用し、各委員等に定例会開催案内通知や資料のデータを一斉送信。会議等への出欠確認にも活用。

#### ②オンライン会議の実施

「ZOOM」を活用し、野々市市民児協主催の会議や研修会等をオンライン開催。(動画は社協ホストPCに保存しており、欠席者等の後日・随時閲覧も可能。)

#### ③情報共有・緊急時の連絡

「LINE」を活用し、委員間の定期的会議や、事務局から各委員に向けた緊急時の連絡など、必要な情報の一斉送信による周知・情報共有。

### ■取組(活動)のポイント、留意点

端末利用説明会は「みんな初心者だからわからなくて当たり前」という雰囲気で開催し、金沢工業大学の支援を得ながら丁寧な研修を行った。また、「Web委員会」内に操作説明等の問い合わせ窓口を継続して設置しており、随時の支援体制を整備している。

### ■取組(活動)による効果

民生・児童委員の情報収集と共有、意見交換の迅速化が図られ、負担軽減に限らない活動全般への波及効果が期待できる。  
また、就労しながら民生・児童委員活動を行うための環境が整備されることから、担い手不足解消の一助となる。

### ■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の担い手不足改善に向けて、仕事をしながら委員活動をする人が参加しやすい環境づくりやペーパーレス化を推進するために「Web委員会」を設置。また、委員活動の負担軽減の観点から、金沢工業大学と連携し、タブレット端末の導入とICT活用の検討を開始。

### ■取組(活動)概要

市内全ての民生・児童委員と事務局員にタブレット端末とWi-Fiルーターを配布するとともに、金沢工業大学の学生のサポートにより、ICTの活用に不慣れな民生・児童委員に対して、端末利用説明会を開催。

タブレット端末等の購入経費は、野々市市からの補助金とコロナの影響により中止となった研修会経費を充当。通信費は、協議会活動費から捻出。

### ■取組(活動)の主催団体

野々市市民生委員児童委員協議会

### ■連携・協力機関等

野々市市、野々市市社会福祉協議会、金沢工業大学

### ■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生・児童委員活動におけるタブレット端末の積極的な活用

### ■今後の展望・課題

定例会や研修会動画の蓄積により、一斉改選により新たに民生・児童委員として委嘱された初任者に対する研修を充実させていく。  
また、本民児協は金沢工業大学と共同で活動記録のオンライン化を進めている。

# ⑤ 小学生による民生委員活動（子ども民生委員） — 熊本県天草市の事例 —

## ■ 熊本県天草市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：75,101人 世帯数：36,314世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：277人／委嘱者数：273人 定数：28人／委嘱者数：28人

徽章バッジ(缶バッジ)



高齢者宅の訪問



ひとり暮らし高齢者宅が  
一目で分かるマップ作り



サロンでの交流



## ■ 取組(活動)のポイント、留意点

例えば、高齢者宅を民生・児童委員と子ども民生委員と一緒に訪問する場合において、訪問先の選定や訪問時におけるプライバシーへの配慮等は訪問先の状況を把握している民生・児童委員の協力が必須。

## ■ 取組(活動)による効果

子ども達の意識の変化もさることながら、民生・児童委員と子ども達が顔なじみになることにより、その保護者にも民生・児童委員活動の重要性と大変さを理解してもらえるため、民生・児童委員活動に対して、地域住民の意識にも良い影響を与えている。

## ■ 取組(活動)のきっかけ、経緯

子ども達の地域との関わりや高齢者とふれあう機会が減少している実態を踏まえ、民生・児童委員とともに活動すること等により、子ども達にも地域社会の一員としての自覚や思いやりの心、地域の住民同士のつながりの大切さを学んでもらうことを目的とした仕組みを検討。

## ■ 取組(活動)概要

市内全ての小学校を対象に、天草市社協会長から「子ども民生委員」として委嘱（委嘱状・徽章(缶バッジ)を交付）し、認知症サポーター養成研修を受講して活動がスタート。以降、天草市子ども民生委員信条を念頭に民生・児童委員とともに各種活動を実施。  
 ・子ども民生委員の委嘱期間は小学校在学期間。  
 ・令和4年12月末現在で、市内の全17小学校で累計4,371人に委嘱。

## ■ 取組(活動)の主催団体

天草市社会福祉協議会

## ■ 連携・協力機関等

小学校、PTA、行政区長会、地区振興会、老人会、婦人会等

## ■ 民生委員・児童委員の役割、関わり

子ども民生委員の活動（地域の見守り活動等）への参加・協力

## ■ 今後の展望・課題

子ども民生委員活動の継続した取組により、地域住民の民生・児童委員活動への理解、地域住民の協力によるより一層の地域福祉の推進につなげていきたい。

## ⑥ 民生委員・児童委員インターンシップ —神戸市の事例—



### 大学生を対象にした 民生委員・児童委員インターンシップを実施

神戸市では、令和4年7月から9月にかけて、民生委員・児童委員インターンシップを実施。神戸女子大学と神戸女子短期大学の52名の学生が参加し、グループに分かれて市内各地域の様々な民生委員活動を体験。

#### ○目的

市、神戸市民生委員児童委員協議会、神戸女子大学・神戸女子短期大学の三者が協働して、学生の体験型インターンシップを実施。民生委員・児童委員が様々な地域課題に地域で取り組んでいる現場を学生が体験することで、今後の大学での学びにつなげ、若い世代の方々に活動を知ってもらい、また、学生から民生委員・児童委員活動を知ってもらうための提案を受けることで、今後の民児協活動に活かすことを目的とした。

#### ○活動内容

民生委員・児童委員活動に同行し、地域福祉の実態・課題・活動の魅力を学ぶこととし、具体的には、事前研修の受講後に、高齢者見守り活動への同行、地区民児協の定例会への参加、高齢者を対象とした給食会や喫茶、子どもを対象とした学習会やこども食堂への参加等を実施。

※神戸市、神戸女子大学の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

### 民生委員・児童委員インターンシップ活動の様子

須磨区（こども食堂準備）



灘区（ふれあい喫茶）



垂水区（高齢者見守り）



西区（和太鼓クラブ）



インターンシップ活動・事後報告会



## 目次

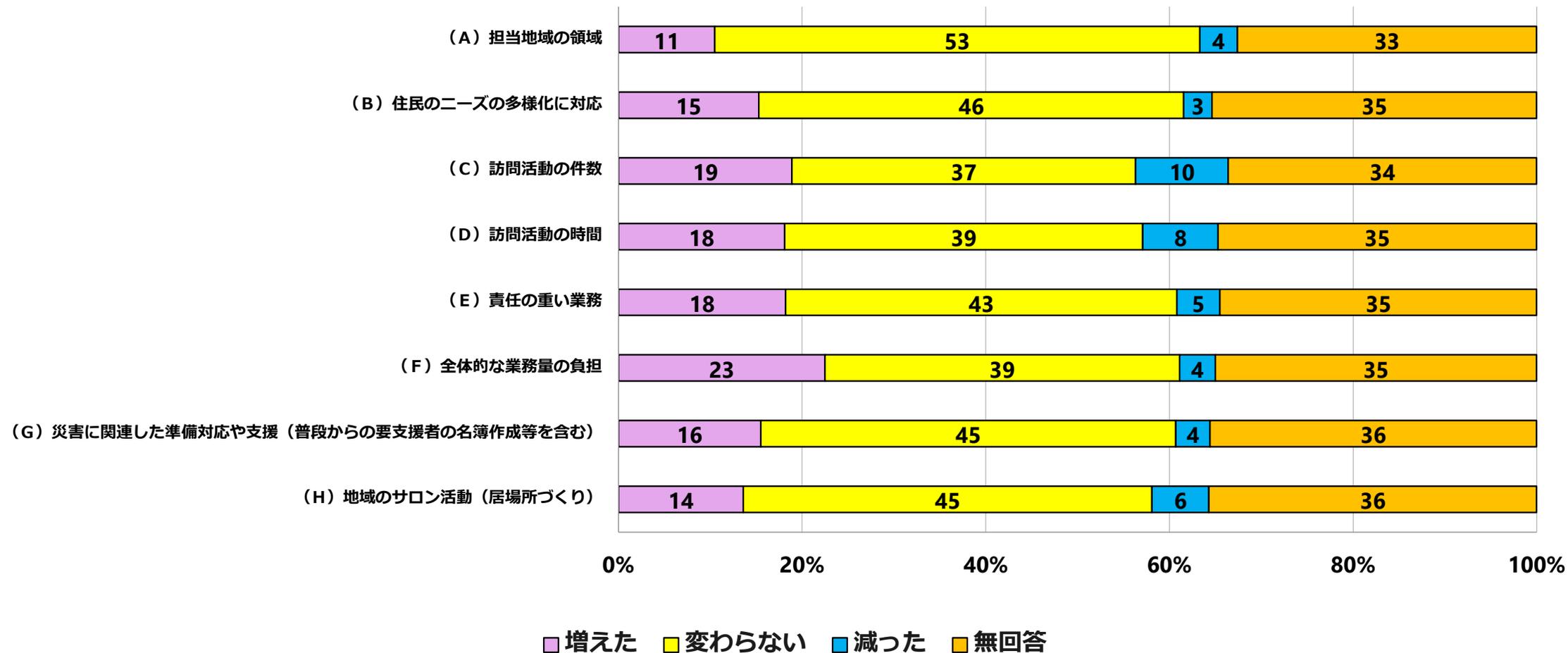
1. 民生委員・児童委員制度の概要
2. 令和2年度調査研究事業の概要
- 3. 令和5年度調査研究事業の概要・結果**
4. 令和5年地方分権提案
5. 参考資料

## 5年前との業務量の比較

- 過去5年間の業務量との比較を行ったところ、各業務ごとに多少の差はあるものの、4割前後の民生委員が「変わらない」と回答している。

調査対象：民生委員

### 5年前と比べての業務量の変化／全体 n=1978



## 民生委員に対するアンケート調査

- 本調査研究においては、民生委員等の業務実態や、担い手確保に向けた取組上の課題を明らかにすることで、担い手確保に関する効果的な施策を検討するために、民生委員等に対するアンケート調査を行った。

アンケートの回答を分析するにあたり、回答の属性を以下のとおり、振り分けを行った。

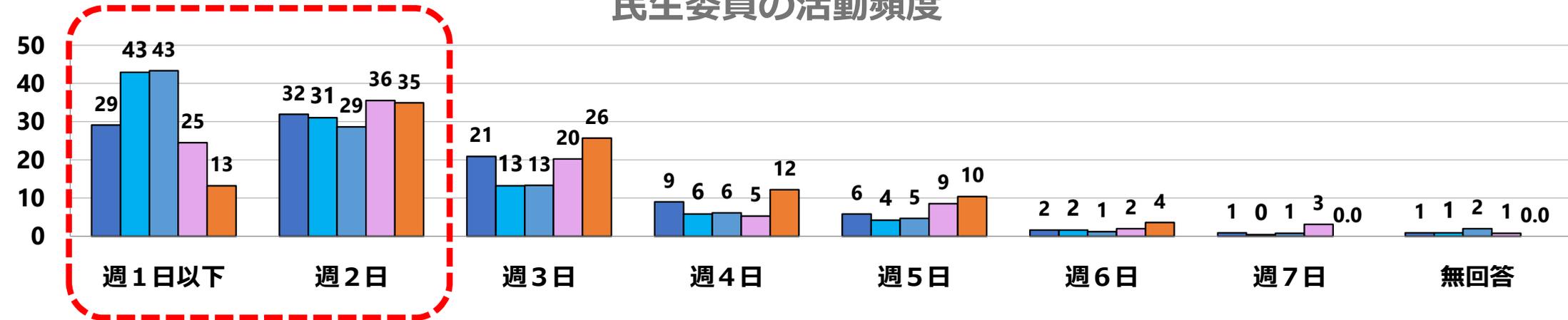
-  回答全体
-  65歳未満の層
-  65歳未満で働いておりライフワークバランスが大事と考えている層
-  民生委員の業務内容に不満かつ継続の意向なしの層
-  民生委員の業務内容に満足かつ継続の意向ありの層

# 民生委員の活動頻度・活動時間

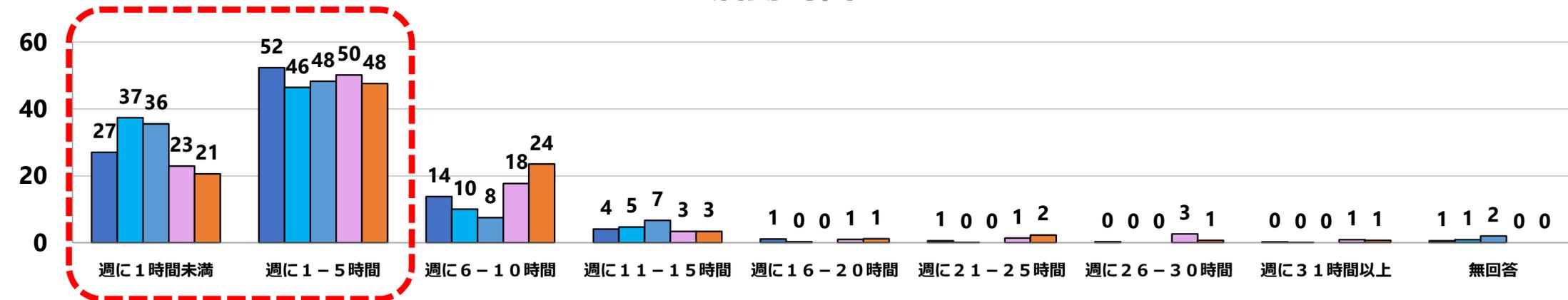
- 「活動頻度」は週2日以下、「活動時間」は週に5時間以下が、それぞれ7割以上を占めている。

調査対象：民生委員

## 民生委員の活動頻度



## 活動時間



■ 全体 n=1978

■ 65歳未満&就労でバランス大事 n=233

■ 満足かつ継続意向あり n=113

■ 65歳未満計 n=631

■ 不満かつ継続意向なし n=101

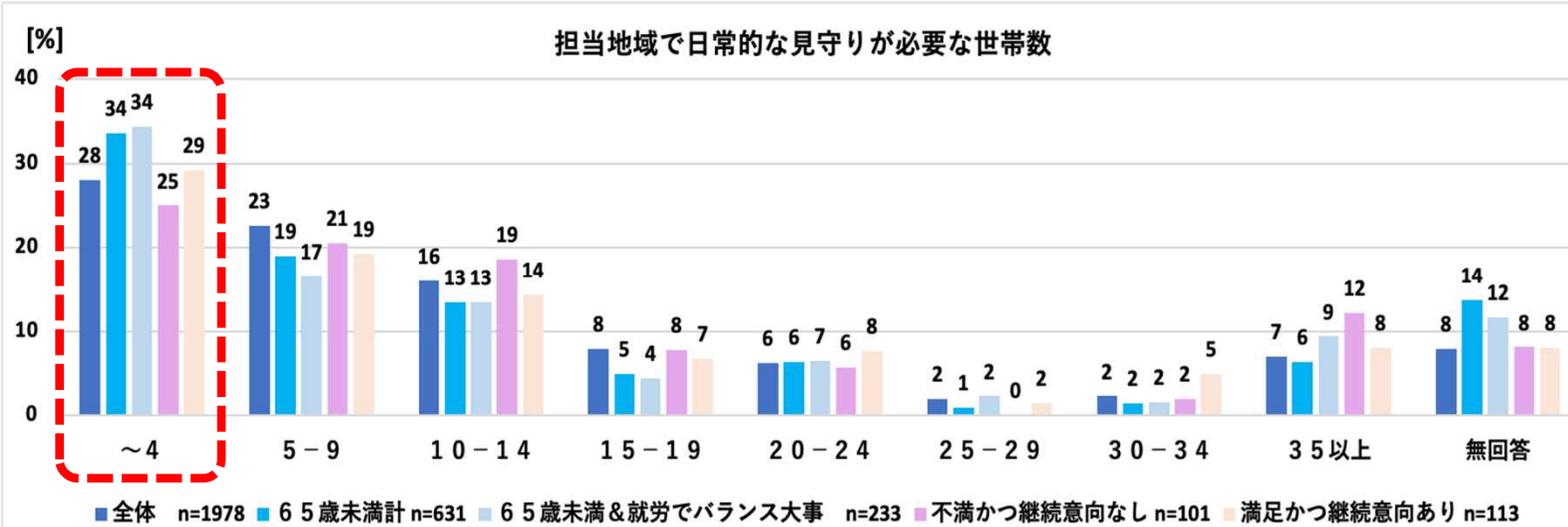
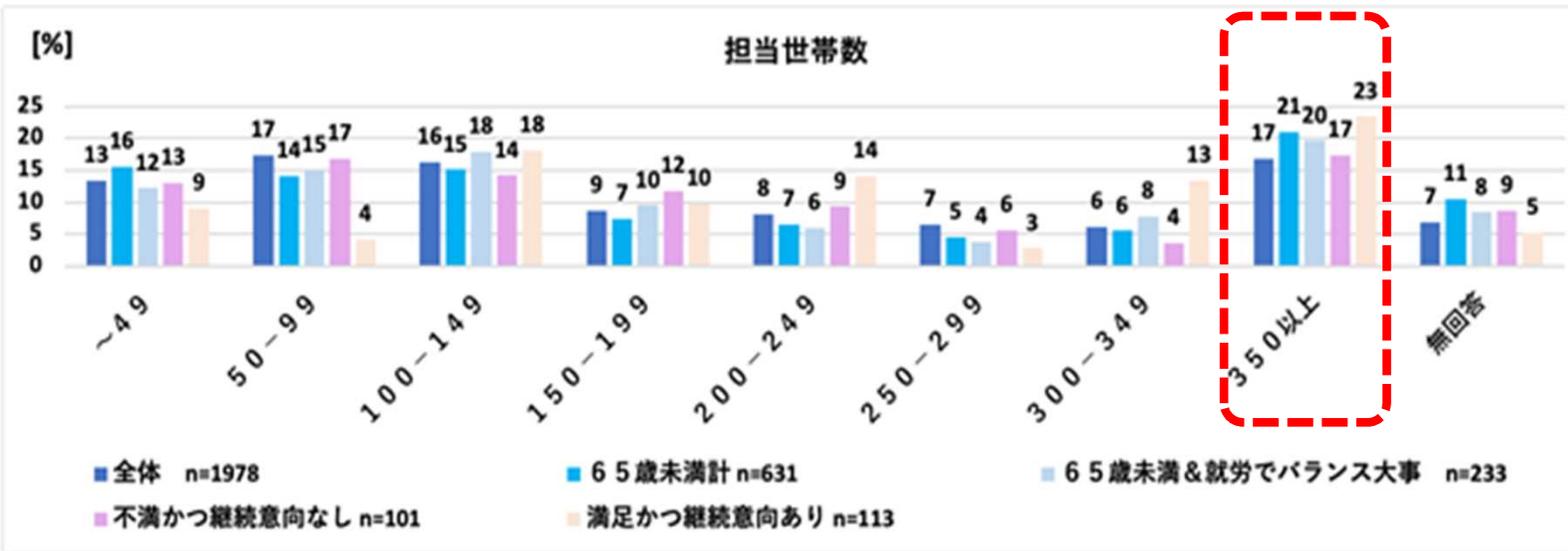
# 担当世帯数・日常的な見守りが必要な世帯数

○ 「担当世帯数」及び「担当地域で日常的に見守りが必要な世帯数」について、回答者の属性ごとの大きな差異は見られなかった。

調査対象：民生委員

○定数について

- ・民生委員・児童委員の定数は、都道府県等が、**下表の基準を参酌して条例で定める。**
- ・市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう**地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定**を行う。



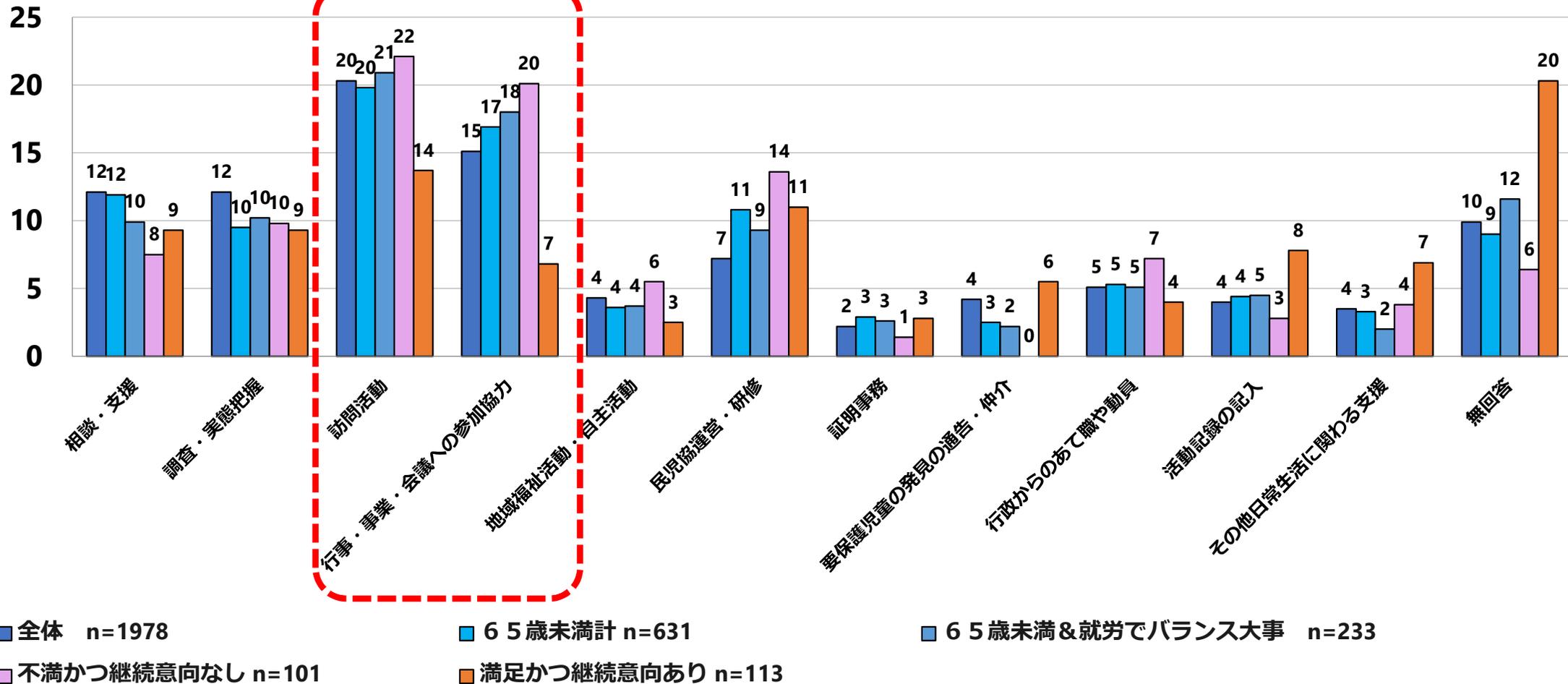
区分	配置基準 (参酌基準)
東京都区部、指定都市	220~440世帯に1人
中核市、人口10万人以上の市	170~360世帯に1人
人口10万人未満の市	120~280世帯に1人
町村	70~200世帯に1人

# 民生委員が最も負担に感じた業務

- 民生委員の業務負担感について、「訪問活動」と「行事・事業・会議への参加協力」が特に負担に感じられている。

調査対象：民生委員

## 最も負担に感じたこと

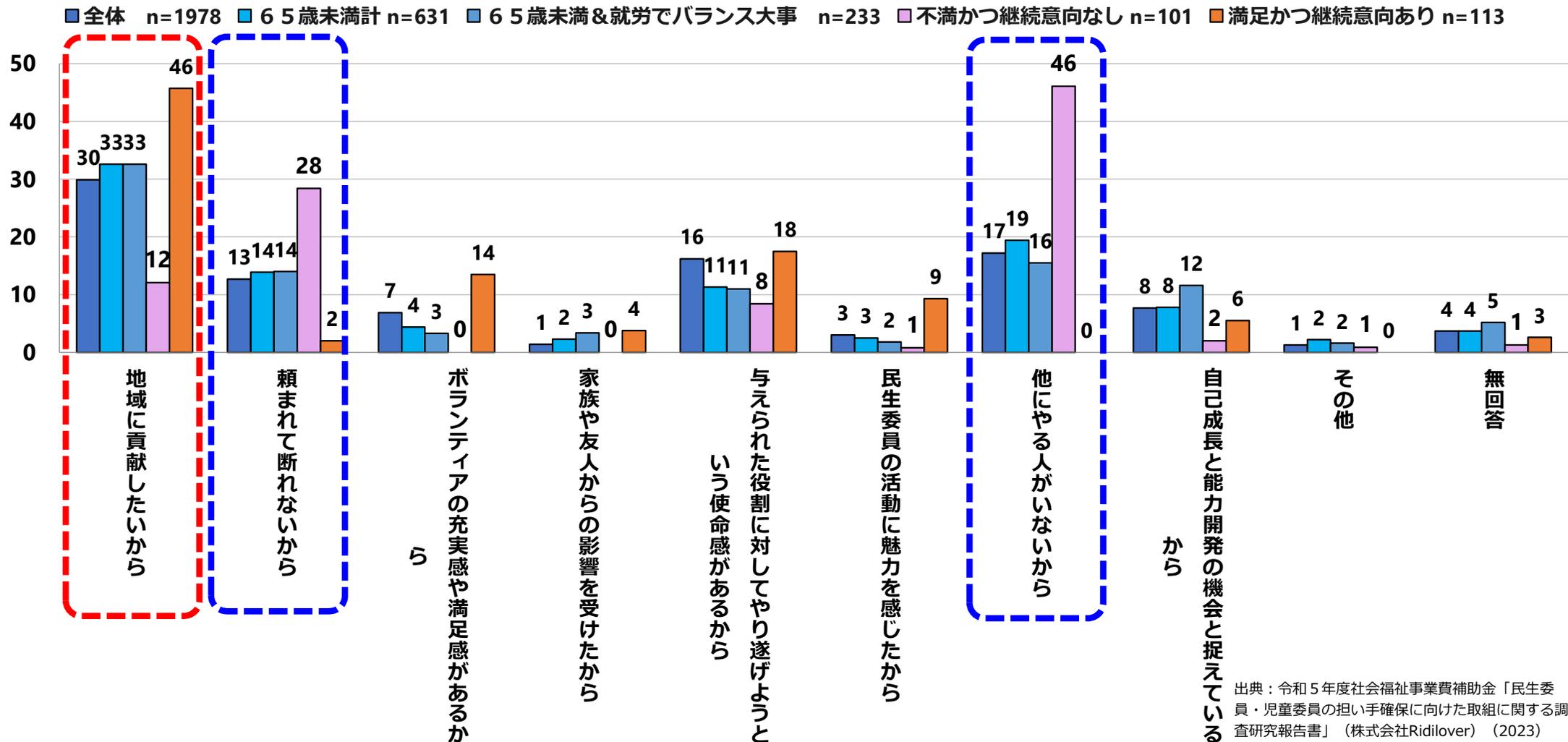


# 現在も民生委員を続けられている理由

- 「満足かつ継続意向あり層」では「地域に貢献したいから」という積極的な動機が、継続する理由の多くを占めている一方で、「不満かつ継続意向なし層」では、「他にやる人がいないから」、「頼まれて断れないから」といった消極的な理由が多い。

調査対象：民生委員

## 現在も委員を続けられている理由

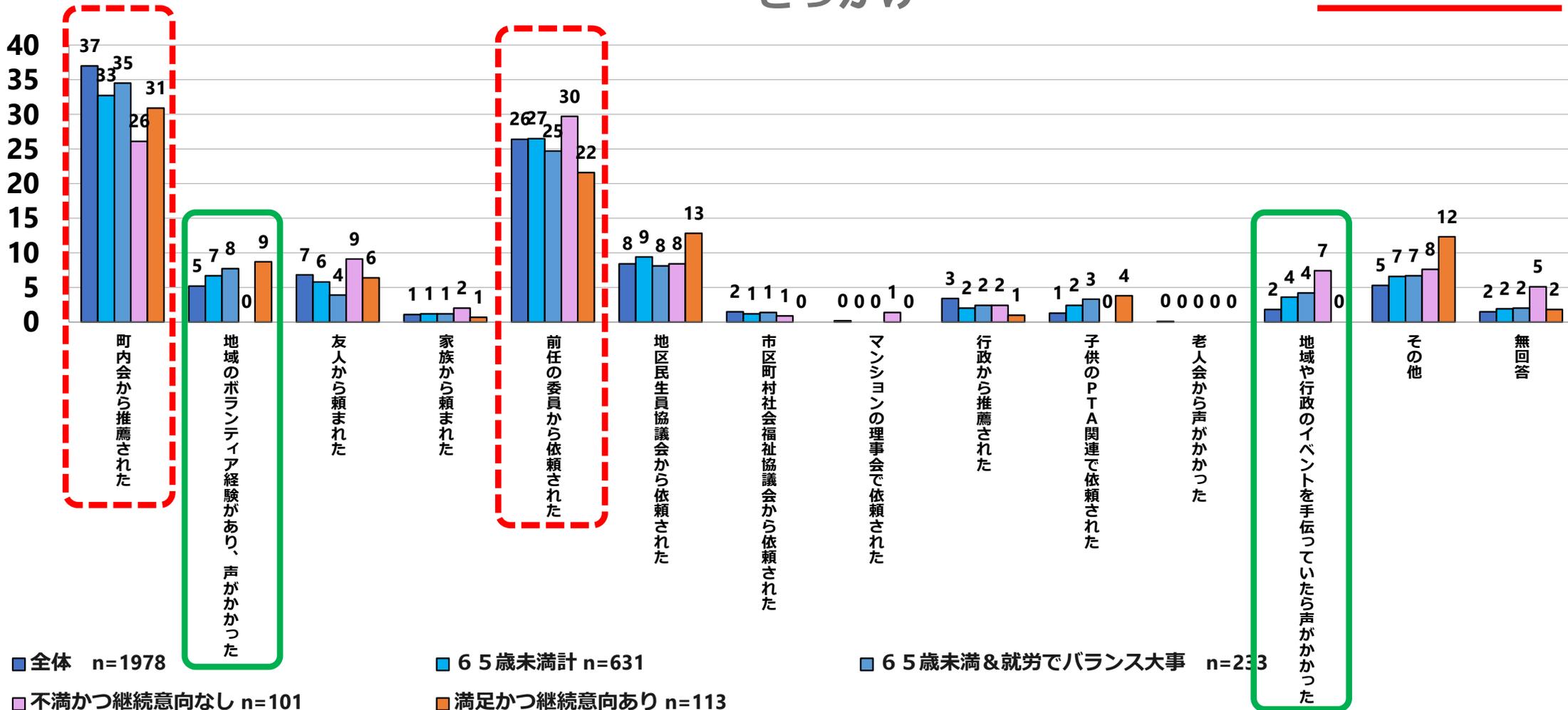


# 民生委員に就任したきっかけ

- 「町内会経由」、「前任の民生委員等からの依頼」など受動的な理由が就任の主なきっかけ。
- また、「地域のボランティア活動」や「イベント」のような能動的な行動を契機に活動を始めている層がそれぞれ10%弱、5%前後存在している。

## きっかけ

調査対象：民生委員

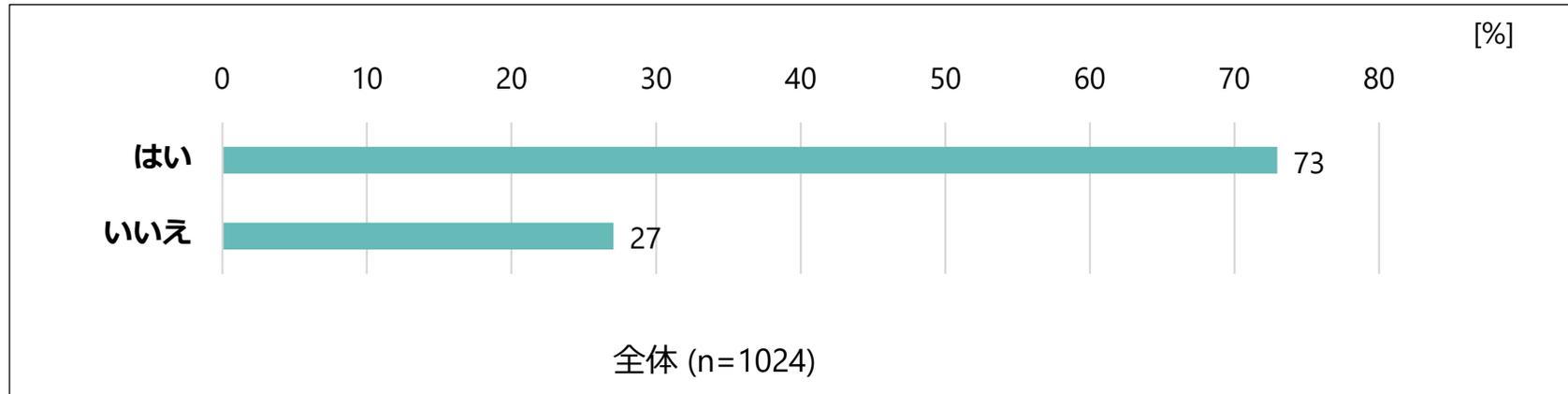


## 民生委員の候補者への働きかけの実施

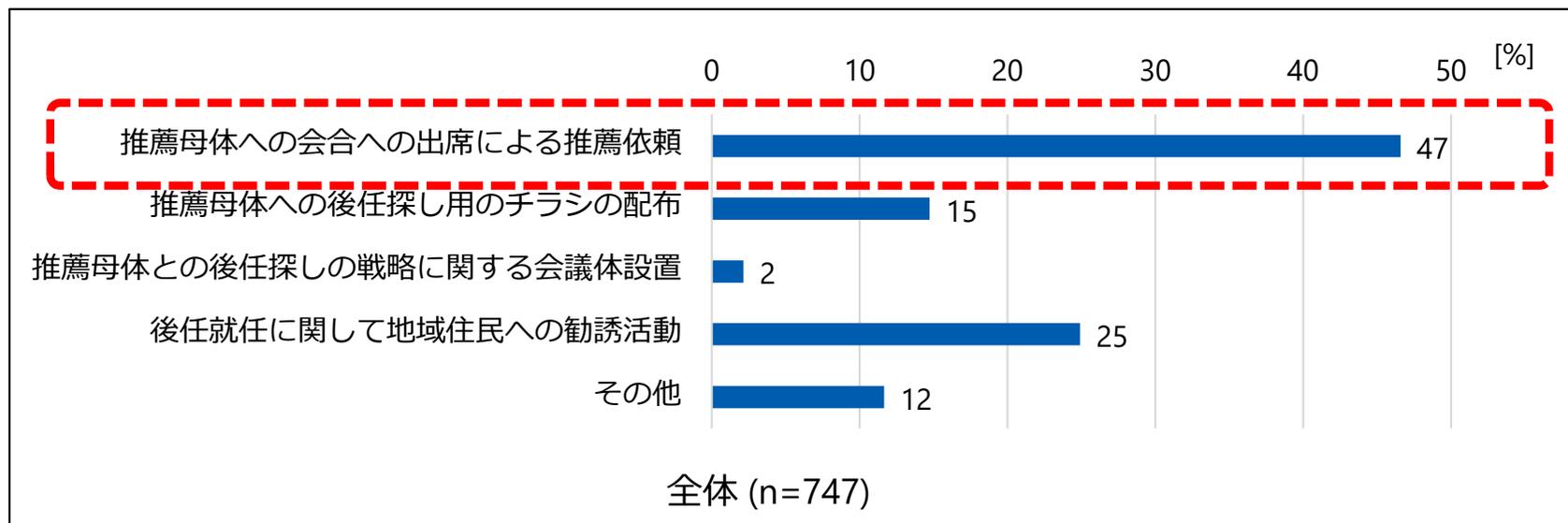
- 推薦母体や地域住民に候補者推薦の働きかけを行なっている市区町村は約7割であり、具体的には推薦母体の会合出席による推薦依頼が5割弱と最も多かった。

【一斉改選時の後任選定時に、市区町村として推薦母体や地域住民への働きかけを行いましたか】

調査対象：市町村



【具体的な働きかけ内容】

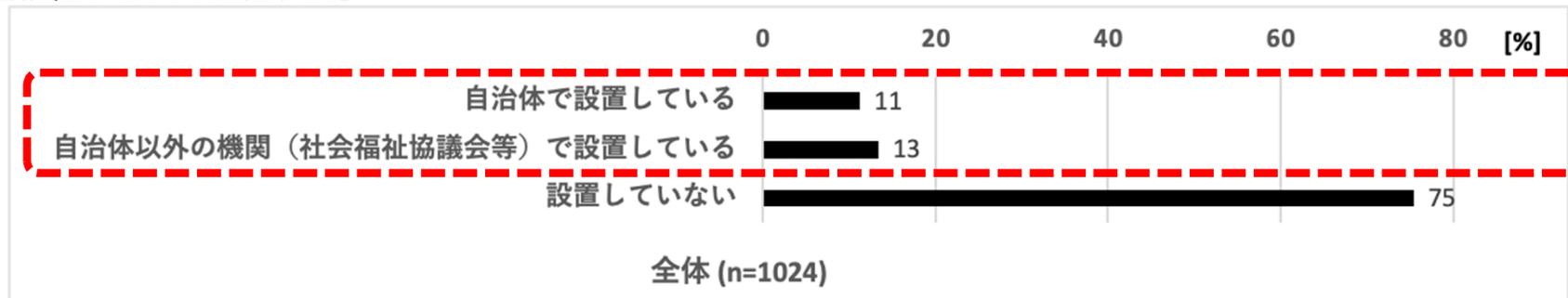


# 民生委員の活動を補佐する者（協力員）の配置状況

- 調査回答自治体のうちの1 / 4の自治体では、民生委員の活動を補佐する役割の人を配置している。
- 業務内容としては、「地域福祉活動」、「相談・支援」、「行事・事業・会議への参加協力」の順が多い。
- 配置の効果は、民生委員の「物理的業務負担軽減」、「精神的業務負担軽減」が多い。

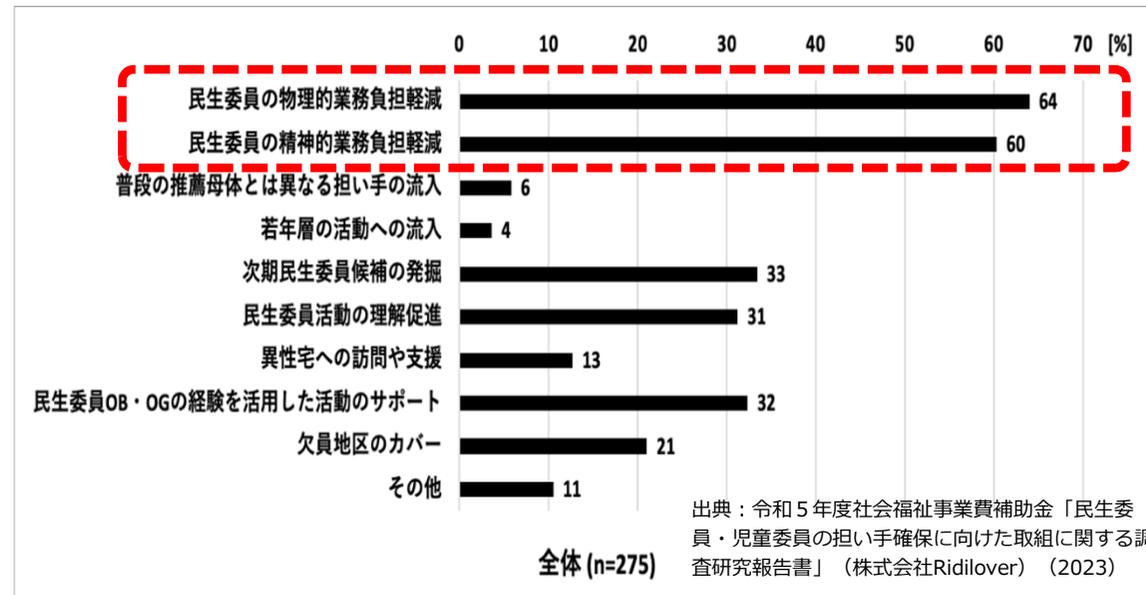
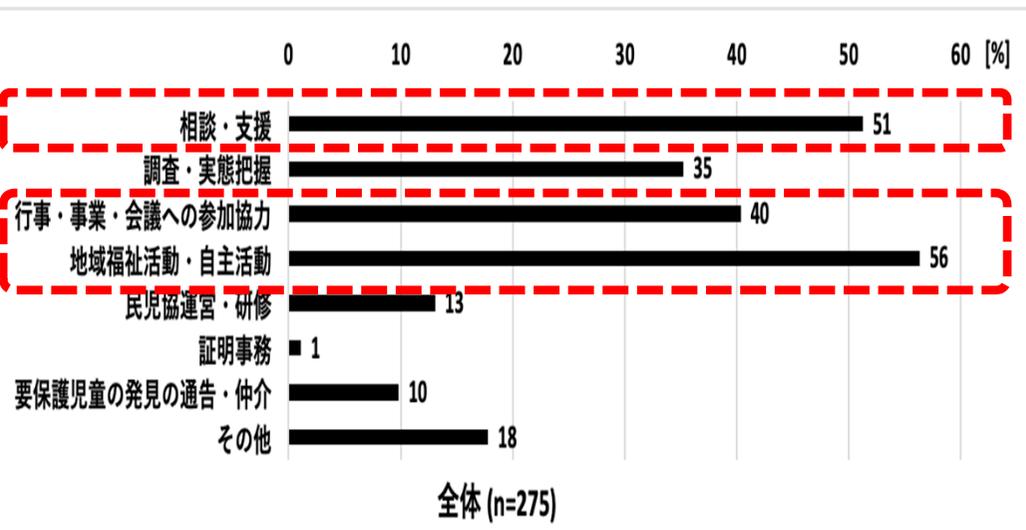
【民生委員を補佐する人の設置状況】

調査対象：市町村



【民生委員を補佐する人の役割】

【民生委員を補佐する人の配置による効果】



出典：令和5年度社会福祉事業費補助金「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する調査研究報告書」（株式会社Ridilover）（2023）

# 民生委員の認知度

- 民生委員の認知度について年齢別の分析を行ったところ、40歳以下の世代において「民生委員という名称を聞いたことがない」人の割合は約4割、「名称を知っている（大まかに理解）」人は2割程度。
- 一方、60歳代では、「民生委員という名称を聞いたことがない」人は約5%、「名称を知っている（大まかに理解）」人は約5割となっており、年齢が高まるにつれ、認知度も高くなっている。

調査対象：一般の方々

出典：令和5年度社会福祉事業費補助金「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する調査研究報告書」（株式会社Ridilover）（2023）

		全体 (名)	全く聞いた ことがない (%)	なんとなく 聞いたこと があるよう な気がする (%)	名称は知っ ている（大 まかに理 解） (%)	なったこと はないが、 役割や活動 内容まで詳 しく知って いる (%)	1回だけ委 員になった ことがある (%)	何度も委員 になったこ とがある (%)
全体		(1112)	19.7	32.9	36.2	9.2	0.4	1.7
年齢	～19歳	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20～24歳	(25)	40.0	28.0	20.0	8.0	0.0	4.0
	25～29歳	(35)	54.3	25.7	14.3	0.0	2.9	2.9
	30～34歳	(80)	41.3	35.0	17.5	5.0	1.3	0.0
	35～39歳	(112)	36.6	33.0	20.5	8.0	0.0	1.8
	40～44歳	(126)	27.0	37.3	24.6	9.5	0.0	1.6
	45～49歳	(151)	21.2	36.4	37.1	4.0	0.0	1.3
	50～54歳	(180)	12.8	37.8	37.8	9.4	1.1	1.1
	55～59歳	(157)	11.5	36.3	45.2	7.0	0.0	0.0
	60～64歳	(137)	5.1	20.4	56.2	16.1	0.0	2.2
	65～69歳	(109)	1.8	27.5	47.7	17.4	0.0	5.5
	70歳～	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

# 担い手確保に関する施策の検討の方向性（R5 調査研究事業）①

## 1. 地域企業等との連携

- 市区町村へのヒアリング結果から、地域企業との協定締結や、企業の社員や地域住民向けの講座や対話の機会が重要。60代を含む高齢者の就業率は増加傾向にあり、民生委員等の新たな担い手を確保するためには、地域企業等の積極的な連携は不可欠。
  - 地域企業等との連携することで、
    - ① 地域包括支援センター等の地域福祉の担い手との連携や分業に取り組むことで、地域の中での見守る目の総数を増え、精神的にも実際の業務としても、民生委員等の負担軽減につながる。
    - ② 地域企業（インフラ企業や新聞配達等訪問事業の企業）と地域包括支援センターや市区町村が連携することで、日常生活の中で気になる住民の情報の共有や対応の検討が円滑に進み、民生委員等の負担軽減につながる。
- 
- 副次的な効果として、地域福祉に理解を示す地域企業が増えることにより、多様な主体が民生委員の業務に関わるきっかけとなり、新たな民生委員等の担い手確保に繋がる可能性があることや、仕事をしながら業務を行っている既存の民生委員等が、会議や研修等に参加しやすい環境を作ることに寄与

### 【実例】

- 地域企業に対して協力依頼の文書を発出し、地域福祉への参画や、民生委員等の業務への理解促進に取り組んでいる。
- 働きながら民生委員等の業務を行う人は、会議や研修等に参加する機会が限られており、会議の録画データをホームページで見られるような工夫や、研修マニュアルをホームページ上で閲覧できる工夫を行っている。
- 地域企業と協定を結び、社員向けの研修を実施することで、民生委員等の業務への理解促進を行っている。
- 新たな担い手の候補を見つけるため、福祉関連の事業者や事業所との連携を行っている。

# 担い手確保に関する施策の検討の方向性（R5 調査研究事業）②

## 2. ICT等の活用

- 民生委員等が必要と考える業務のオンライン化や、負担を軽減して欲しいと考える業務のオンライン化をしなければ、単にオンライン化しただけでは、民生委員等にとって使い勝手の悪いものとなってしまう、民生委員等の負担が軽減されないことに留意。
  - ✓ 「ICT活用」を希望する民生委員等が、選択できるように、選択肢を増やす観点から施策を進めていくことが重要。
  - ✓ ICT活用については、現在は過渡期であることから、希望する民生委員等に対してはICT等に関するリテラシー向上のためのサポートも重要。



- こうした施策を通じて、多様な主体が民生委員等の業務に関われる機会の創出や、既存の民生委員等としての業務の負担軽減に寄与。

### 【実例】

- 会議の録画データや研修のマニュアルをホームページで公開することで、民生委員等が研修や会議等に参加しやすくなったり、報告業務をオンラインフォームやSNSアプリを用いて簡素化することで、民生委員等の負担を軽減

# 担い手確保に関する施策の検討の方向性（R5調査研究事業）③

## 3. 市区町村の施策

- 今後の民生委員等の担い手確保に関する施策を検討する上で、民生委員等は特別職の地方公務員であることから、市区町村が民生委員等の担い手確保にしっかりと取り組むことが重要。
- その上で、具体的な施策として、民生委員等の業務の内容や範囲を広く住民に伝え、過剰な業務依頼にならないような環境整備を行うことが必要。

### 【実例】

- 雪かきや買い物代行といった日常生活の支援、近隣住民とのトラブルの解消依頼等は、本来の民生委員等の業務ではなく、あくまで住民からの相談に対して、関係機関を繋ぐ役割であることを説明し、必要に応じて住民と民生委員等との間に入ることを明示している。
- 住民から相談を受け付けた民生委員等を市区町村全体でバックアップできる体制として、民生委員等からの相談窓口を一本化する取組を行っている。

## 担い手確保に関する施策の検討の方向性（R5調査研究事業）④

### 4. 民生委員の業務の認知度向上

- 本調査の結果から、民生委員等の業務の周知について、印刷物や回覧板等の文字ベースの情報はほとんど効果がなく、知り合いからの紹介や、地域のイベント等において民生委員等の具体的な活動の様子を見ることが有効である他、民生委員等の存在や業務内容が十分に知られていない現状が明らかとなった。

→ したがって、新規の民生委員等の参加を促進するために、認知度を向上する観点からの検討が必要。

- 地域活動やボランティアの情報は、インターネット検索やチラシ、広報誌等を好む傾向があること、その一方で、民生委員の業務等の発信について、印刷物や回覧板等の文字ベースの情報ではなく、知り合いの紹介やイベント参加が有効であることを合わせて考えると、「自身の幸せ」や「安心できる地域」という単語を用いて、心理的なハードルの低い地域活動やボランティアの募集を行いながら、参加者に対して、「地域福祉」や「民生委員等」に繋がっていく導線設計をしていくことが重要。



- これらの取組により、多様な主体が民生委員等の業務に参加する雰囲気醸成に繋がる。

## 目次

1. 民生委員・児童委員制度の概要
2. 令和2年度調査研究事業の概要
3. 令和5年度調査研究事業の概要・結果
- 4. 令和5年地方分権提案**
5. 参考資料

# 民生委員の推薦を受ける者の資格等

## 民生委員法（昭和23年法律第198号）

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たっては、**当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者**のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、**適当である者**について、これを行わなければならない。

「民生委員法逐条解説」（昭和28年） ※第6条部分解説

民生委員は、市町村の区域を単位として、その職務を行うものであることから、その市町村の民情に通じている者でなければならない。従って、一定期間その市町村に居住している者であることが必要であり、又その職務内容から見て選挙権を有する者でなければならないことは当然である。



## 公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第9条 日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満18年以上の者で**引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者**は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。



# 民生委員・児童委員の選任要件の見直し〈令和5年地方分権提案〉

## 〈現行の取扱〉

- 民生委員法では、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている（※1）。
- これは、民生委員・児童委員は市町村の区域を単位としてその職務（※2・3）を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものである。

（※1）民生委員は児童委員に充てられることから（児童福祉法第16条）、児童委員の選任要件についても同じ

### （※2）民生委員の職務

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

### （※3）児童委員の職務

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

## 〈提案内容〉 特別区長会 等

- 民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

## 〈対応〉 令和5年12月22日 閣議決定

- 民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 目次

1. 民生委員・児童委員制度の概要
2. 令和2年度調査研究事業の概要
3. 令和5年度調査研究事業の概要・結果
4. 令和5年地方分権提案
- 5. 参考資料**

## 民生委員法の概要②

### ○民生委員法（昭和23年法律第198号）抄

**第1条** 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

**第5条** 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

**第6条** 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

**第10条** 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第14条** 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

**第15条** 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

**第17条** 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

## 児童委員、主任児童委員の職務

### ○児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

**第17条** 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- ① 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
  - ② 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
  - ③ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - ④ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
  - ⑤ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
  - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
  - 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
  - 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

# 民生委員に関する規定がある法律①

法律	条文
児童福祉法 （昭和二十二年法律第百六十四号）	第六節 児童委員 第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。 ② 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による <b>民生委員</b> は、児童委員に充てられたものとする。 ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。 ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。
身体障害者福祉法 （昭和二十四年法律第二百八十三号）	（民生委員の協力） 第十二条の二 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める <b>民生委員</b> は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
生活保護法 （昭和二十五年法律第百四十四号）	（民生委員の協力） 第二十二条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める <b>民生委員</b> は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
社会福祉法 （昭和二十六年法律第四十五号）	（専門分科会） 第十一条 地方社会福祉審議会に、 <b>民生委員</b> の適否の審査に関する事項を調査審議するため、 <b>民生委員</b> 審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。
知的障害者福祉法 （昭和三十五年法律第三十七号）	（民生委員の協力） 第十五条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める <b>民生委員</b> は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
老人福祉法 （昭和三十八年法律第百三十三号）	（民生委員の協力） 第九条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める <b>民生委員</b> は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

## 民生委員に関する規定がある法律②

法律	条文
介護保険法 （平成九年法律第 百二十三号）	（地域包括支援センター） 第十五条の四十六 7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める <b>民生委員</b> 、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。 （会議） 第十五条の四十八 市町村は、第十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、 <b>民生委員</b> その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律 （平成十七年法律 第百二十三号）	（基幹相談支援センター） 第七十七条の二 5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める <b>民生委員</b> 、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。
困難な問題を抱え る女性への支援に 関する法律 （令和四年法律第 五十二号）	（民生委員等の協力） 第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める <b>民生委員</b> 、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

# 個人情報保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ & A <抜粋>

## (個人情報取扱事業者)

Q 民生委員・児童委員が個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者として個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A 民生委員・児童委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、法第16条第2項第2号における「地方公共団体」の職員に当たることから、民生委員・児童委員として活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれています。なお、民生委員・児童委員には民生委員法第15条等により守秘義務が課されています。

## (第三者提供の制限の原則)

Q 民生委員・児童委員をしています。市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供を受けられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

A 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。民生委員・児童委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員等への個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるため、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができると解されます（法第27条第1項第1号及び第4号）。したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。



# 民生委員・児童委員の一斉改選結果（令和4年12月1日）

## <都道府県・指定都市・中核市別>

NO	都道府県	定数(人)	委嘱数(人)
1	北海道	8,454	7,874
2	青森県	2,245	2,064
3	岩手県	3,178	3,029
4	宮城県	3,114	2,847
5	秋田県	2,682	2,478
6	山形県	2,433	2,245
7	福島県	2,958	2,869
8	茨城県	4,876	4,713
9	栃木県	3,168	3,025
10	群馬県	2,808	2,759
11	埼玉県	8,053	7,285
12	千葉県	6,427	5,956
13	東京都	10,361	9,121
14	神奈川県	4,075	3,708
15	新潟県	3,502	3,304
16	富山県	1,695	1,692
17	石川県	2,028	2,010
18	福井県	1,380	1,346
19	山梨県	2,078	2,011
20	長野県	3,847	3,795
21	岐阜県	3,670	3,628
22	静岡県	4,409	4,237
23	愛知県	5,386	5,080
24	三重県	4,252	3,895
25	滋賀県	2,743	2,596
26	京都府	2,879	2,754
27	大阪府	4,581	4,105
28	兵庫県	4,800	4,541
29	奈良県	2,285	2,175
30	和歌山県	1,962	1,893
31	鳥取県	1,186	1,138
32	島根県	1,779	1,716
33	岡山県	2,361	2,328
34	広島県	2,548	2,359
35	山口県	3,081	2,962
36	徳島県	2,022	1,995
37	香川県	1,343	1,317
38	愛媛県	2,646	2,635
39	高知県	1,744	1,628
40	福岡県	4,682	4,369
41	佐賀県	2,156	2,084
42	長崎県	1,971	1,868
43	熊本県	2,805	2,675
44	大分県	2,094	1,878
45	宮崎県	1,875	1,756
46	鹿児島県	3,163	2,871
47	沖縄県	1,979	1,473
小計		155,764	146,087

(注) 指定都市・中核市を含まない。

NO	指定都市	定数(人)	委嘱数(人)
48	札幌市	2,967	2,792
49	仙台市	1,621	1,489
50	さいたま市	1,469	1,360
51	千葉市	1,528	1,419
52	横浜市	4,735	4,311
53	川崎市	1,857	1,503
54	相模原市	933	853
55	新潟市	1,375	1,288
56	静岡市	1,204	1,152
57	浜松市	1,347	1,326
58	名古屋市	4,481	4,212
59	京都市	2,728	2,706
60	大阪市	4,210	3,913
61	堺市	1,172	1,099
62	神戸市	2,571	2,327
63	岡山市	1,242	1,171
64	広島市	1,996	1,815
65	北九州市	1,593	1,512
66	福岡市	2,550	2,338
67	熊本市	1,469	1,300
小計		43,048	39,886

NO	中核市	定数(人)	委嘱数(人)
68	函館市	710	687
69	旭川市	786	749
70	青森市	658	576
71	八戸市	537	488
72	盛岡市	597	570
73	秋田市	717	668
74	山形市	499	484
75	福島市	594	578
76	郡山市	623	605
77	いわき市	678	614
78	水戸市	433	424
79	宇都宮市	832	804
80	前橋市	681	658
81	高崎市	724	706
82	川越市	513	482
83	川口市	633	598
84	越谷市	453	412
85	船橋市	794	733
86	柏市	584	503
87	八王子市	460	433
88	横須賀市	584	534
89	富山市	891	879
90	金沢市	1,160	1,142
91	福井市	507	501
92	甲府市	455	453
93	長野市	879	863
94	松本市	547	538
95	岐阜市	893	858
96	豊橋市	557	548
97	岡崎市	575	569
98	一宮市	525	518
99	豊田市	610	594
100	大津市	664	651
101	豊中市	600	534
102	吹田市	551	501
103	高槻市	553	501
104	枚方市	545	459
105	八尾市	412	363
106	寝屋川市	355	310
107	東大阪市	826	794
108	姫路市	935	926
109	尼崎市	857	762
110	明石市	414	399
111	西宮市	734	606
112	奈良市	778	737
113	和歌山市	731	697
114	鳥取市	516	473
115	松江市	503	484
116	倉敷市	806	781
117	呉市	633	603
118	福山市	887	857
119	下関市	693	653
120	高松市	873	858
121	松山市	1,006	995
122	高知市	745	673
123	久留米市	580	552
124	長崎市	1,012	946
125	佐世保市	628	598
126	大分市	899	875
127	宮崎市	740	683
128	鹿児島市	1,068	1,028
129	那覇市	502	315
小計		41,735	39,383

	令和4年度	前回(令和元年度)
定数	240,547人	239,682人
委嘱数	225,356人	228,206人

※ 委嘱数のうち新任委員72,070人、再任委員153,286人

※ 定数に対する委嘱数の割合(充足率)は93.7%

# 一斉改選時のスケジュール<令和元年度>

令和元年度の一斉改選スケジュールをみると、一斉改選が実施される年の4月から市区町村への推薦依頼文書を発出し、7～8月に市区町村からの候補者推薦を受け付け、9～10月に地方社会福祉審議会民生委員審査分科会への諮問・答申を経て、地方厚生（支）局長に推薦名簿を提出する割合が高い。

	件数	2018年以前	2019年													2020年以降	無回答
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月不明		
都道府県から市区町村への推薦依頼文書の発出	38	3 7.9%	2 5.3%	1 2.6%	3 7.9%	12 31.6%	7 18.4%	5 13.2%	4 10.5%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村からの候補者の推薦受付のメ切	38	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%	5 13.2%	24 63.2%	6 15.8%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%
地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会への諮問	38	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.3%	28 73.7%	6 15.8%	2 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.3%
地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会からの答申	38	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.3%	27 71.1%	7 18.4%	2 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.3%
地方厚生（支）局長への推薦名簿の提出	38	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	23 60.5%	8 21.1%	6 15.8%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.3%

出典：令和2年度社会福祉事業費補助金「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書」（文京学院大学）（2021）